

大和高座ブロック

ごみ処理広域化実施計画



平成 20年 3月

大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議

目 次

第 1 章 ごみ処理の広域化に向けて

1 広域化の必要性	1
2 本計画の位置づけ	2
3 計画期間	3

第 2 章 広域化に係る基礎的事項

1 大和高座ブロックの地域特性	5
2 人 口	9
3 ごみ量	10
4 各市のごみ処理の現状	14
5 各市のごみ組成	19

第 3 章 広域化の基本方針

1 広域化の基本方針	23
2 将来のごみ量	24

第 4 章 広域化計画（基本施策）

1 排出抑制（リデュース・リユース）	29
2 資源化（リサイクル）	30
3 適正処理	30
4 緊急時の対応	30

第5章 広域化計画（処理システム）

1 地域特性に応じた広域処理システム.....	31
2 広域処理の基本内容.....	32
3 施設整備の基本的な考え方.....	33
4 施設の整備スケジュール.....	34
5 施設の配置.....	36

第6章 推進体制

1 組織体制.....	37
2 負担のあり方.....	37
3 広域化の全体スケジュール.....	38

第7章 参考資料

第1章 ごみ処理の広域化に向けて

1 広域化の必要性

～ごみ処理の広域化は循環型社会の実現のために必要です～

1 ごみ処理の広域化とは

これまでの大量生産・大量消費の社会構造は、廃棄物を多量に排出するとともに、廃棄物の種類を多様化させ、適正な処理を困難にしてきました。そのような状況から、各市町村はごみの減量化・資源化を目指した施策展開を行うとともに、中間処理施設を高度化してきました。

しかし、依然として廃棄物の排出量は高水準で推移し、地域での新たな最終処分場の確保が困難になるとともに、地球規模での環境問題やエネルギー問題もより深刻化し、「循環型社会への転換」が望まれています。

ごみ処理の広域化とは、循環型社会への転換を目指し、従来の市町村の枠組みを越え、より効率的かつ安全・安定的なごみの処理を確立するとともに、循環型社会の構築を目指すためのものです。

2 大和高座ブロック広域化の背景

平成9年5月の国の通知「ごみ処理の広域化計画について」を受けて、神奈川県では①リサイクルの推進、②ダイオキシン類の削減、③エネルギーの有効利用、④ごみ処理経費の縮減の4つを目的に、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定し、基本的に市町村の意向を尊重し、施設の集約化、収集運搬の効率、従前からの相互の連携などを踏まえ、近傍市町村によるブロック化となるように、下のような9つのブロックに区割りし、大和市・海老名市・座間市・綾瀬市の4市を「大和高座ブロック」として位置づけました。

従来、大和市は単独で、海老名市・座間市・綾瀬市は高座清掃施設組合を組織してごみ処理を行ってきましたが、このような背景を受け、4市では「大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、各市の地域特性や将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、さらなるごみの資源化・減量化などの課題を解決するために、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、4市を自区域とした広域的なごみ処理を実施していくことを検討していきます。

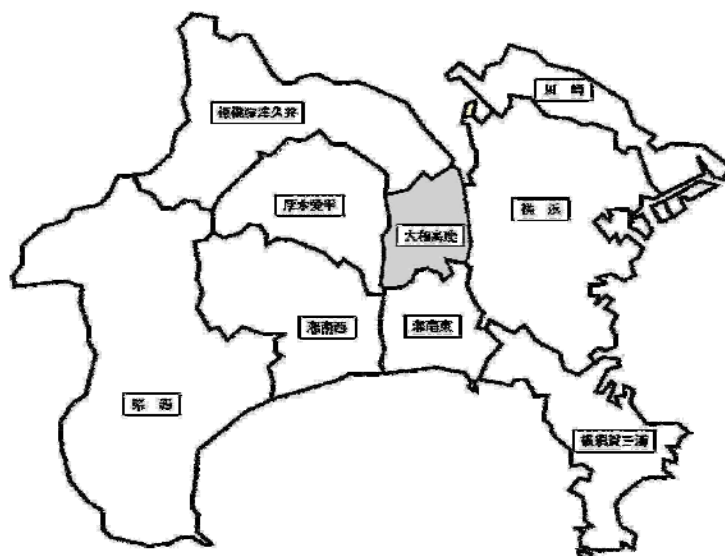


図1 神奈川県の広域化ブロック

2 本計画の位置づけ

大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画（以下、「本計画」という。）は、構成市である大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の今後のごみ処理の広域的な取組みについて定めるものですが、その策定にあたっては、構成市のごみ処理について定める一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（大和市 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、海老名市・座間市・綾瀬市・高座清掃施設組合 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画）と内容の調整・整合の上、策定します。

また、本計画の位置付けについて、一般廃棄物処理に関連する計画とそれに関係する法律をまとめると図 2のとおりです。

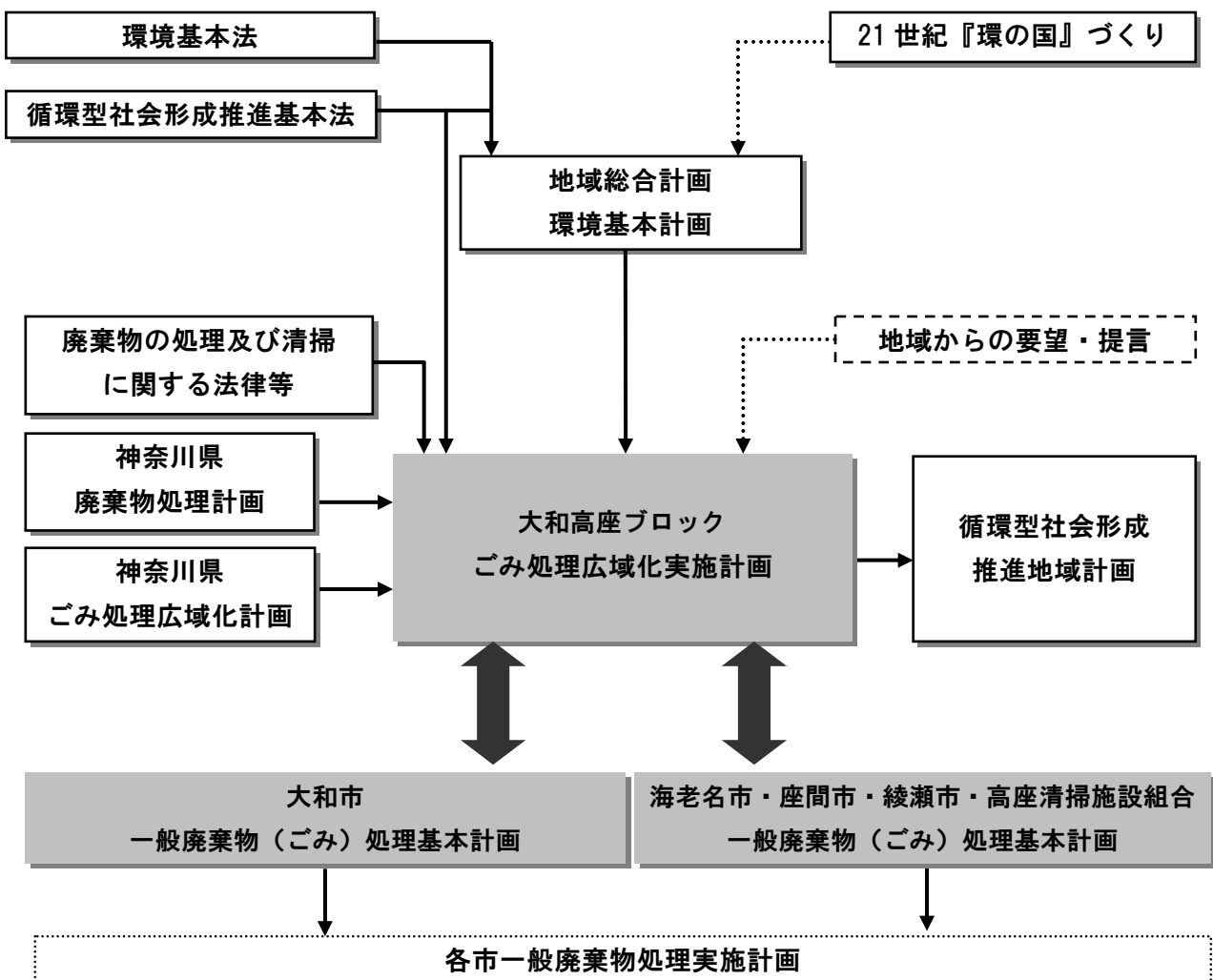


図 2 本計画の位置づけ

ごみ処理の広域化にあたっては、各市の状況を十分に踏まえ、総合的かつ計画的にごみの広域処理を推進していくことが大切です。そのため、4市で調整の上、本計画を基に各市が一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「ごみ処理基本計画」という。）を策定し、それを基にごみ処理を実施していくこととします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 20 年度を初年度とし、構成市のごみ処理基本計画の計画期間との整合性に留意し、概ね平成 29 年度までの 10 年間とし、平成 30 年度以降の将来計画については、今後の動向を踏まえて見直しを行うこととします。

また、本計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うこととします。

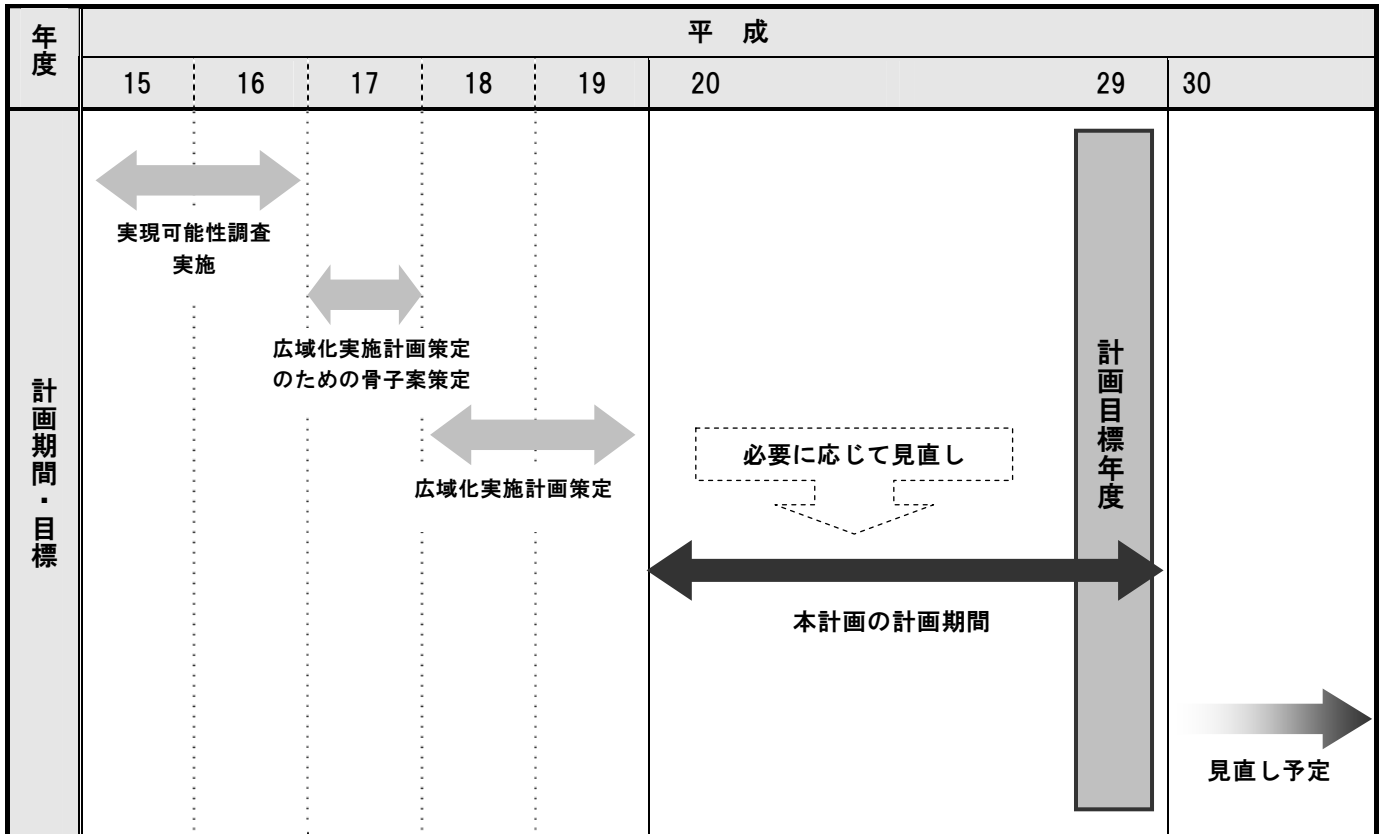


図 3 計画期間

第2章 広域化に係る基礎的事項

1 大和高座ブロックの地域特性

1 地理的特性

本ブロックを構成する4市（以下、「本地域」という。）は、神奈川県ほぼ中央部に位置し、東京都心部までは約40～50km、横浜市中央部までは約15～20kmに位置し、神奈川県南部地方に広がる相模平野の北端部にあたります。

また、各地域の地理的特徴としては、ブロック西部に位置する海老名市・座間市は、西側市境部を南北に流れる相模川に沿った沖積低地とその東側の丘陵地帯に大別され、起伏に富んだ地形を構成しています。これに対し、ブロック中央部に位置する綾瀬市では緩やかな丘陵地が広がり、ブロック東部に位置する大和市では丘陵起伏のほとんど無い平坦な地形となっています。

また、本地域は温和な気候に加え、豊かな自然に恵まれており、古来より農業が盛んでしたが、首都圏近郊という地理的条件から、戦後の高度経済成長期以降、東京や横浜のベッドタウンとして人口が急増し、都市化が進展しました。

これに伴い、大和市は昭和34年、海老名市・座間市は昭和46年、綾瀬市は昭和53年に市制が施行され、以来神奈川県中央部の中核都市として発展を続けています。

なお、本地域を特徴づけるものとして、米軍基地の存在があります。綾瀬市及び大和市には米軍厚木基地（厚木飛行場を含む）があり、綾瀬市は市域の約20%を基地が占めています。また、座間市は北部中央にキャンプ座間があり、在日米陸軍司令部が所在しています。



図4 大和高座ブロックの位置

2 土地利用の現況

(1) 用途地域指定状況

本地域における用途地域の指定状況を表 1に示します。

本地域は、市内（行政区）全域が都市計画区域として指定されており、行政区に占める市街化区域の比率は、大和市・座間市が70%以上、海老名市が50%台、綾瀬市が40%台であり、ブロック全体では約60%となっています。

また、市街化区域のほとんどは住居系の用途で占められており、商業系の比率は低い状況です。

表 1 用途地域指定状況

平成17年4月			平成18年1月		
大和市	面積 (km2)	構成比 (%)	座間市	面積 (km2)	構成比 (%)
総面積	27.06	100.0%	総面積	17.58	100.0%
市街化区域	20.07	74.2%	市街化区域	12.53	71.3%
第一種低層住居専用地域	7.05	26.0%	第一種低層住居専用地域	3.10	17.7%
第二種低層住居専用地域	-	-	第二種低層住居専用地域	-	-
第一種中高層住居専用地域	1.63	6.0%	第一種中高層住居専用地域	3.01	17.1%
第二種中高層住居専用地域	-	-	第二種中高層住居専用地域	-	-
第一種住居地域	5.36	19.8%	第一種住居地域	2.80	15.9%
第二種住居地域	0.34	1.3%	第二種住居地域	0.16	0.9%
準住居地域	0.43	1.6%	準住居地域	0.10	0.6%
近隣商業地域	1.02	3.8%	近隣商業地域	0.41	2.3%
商業地域	0.45	1.7%	商業地域	0.12	0.7%
準工業地域	3.21	11.9%	準工業地域	0.75	4.3%
工業地域	0.58	2.1%	工業地域	1.25	7.1%
工業専用地域	-	-	工業専用地域	0.83	4.7%
市街化調整区域	6.99	25.8%	市街化調整区域	5.05	28.7%

平成17年4月			平成18年3月		
海老名市	面積 (km2)	構成比 (%)	綾瀬市	面積 (km2)	構成比 (%)
総面積	26.48	100.0%	総面積	22.28	100.0%
市街化区域	13.77	52.0%	市街化区域	10.28	46.1%
第一種低層住居専用地域	1.78	6.7%	第一種低層住居専用地域	1.30	5.8%
第二種低層住居専用地域	-	-	第二種低層住居専用地域	0.01	0.1%
第一種中高層住居専用地域	1.21	4.6%	第一種中高層住居専用地域	3.41	15.3%
第二種中高層住居専用地域	0.20	0.8%	第二種中高層住居専用地域	0.13	0.6%
第一種住居地域	6.59	24.8%	第一種住居地域	1.83	8.2%
第二種住居地域	0.08	0.3%	第二種住居地域	-	-
準住居地域	-	-	準住居地域	0.33	1.5%
近隣商業地域	0.28	1.1%	近隣商業地域	0.17	0.8%
商業地域	0.28	1.1%	商業地域	-	-
準工業地域	1.57	5.9%	準工業地域	0.94	4.2%
工業地域	1.16	4.4%	工業地域	0.71	3.2%
工業専用地域	0.62	2.3%	工業専用地域	1.45	6.5%
市街化調整区域	12.71	48.0%	市街化調整区域	12.00	53.9%

平成17年度		
4市合計	面積 (km2)	構成比 (%)
総面積	93.40	100.0%
市街化区域	56.65	60.7%
第一種低層住居専用地域	13.23	14.2%
第二種低層住居専用地域	0.01	0.1%
第一種中高層住居専用地域	9.26	9.9%
第二種中高層住居専用地域	0.33	0.4%
第一種住居地域	16.58	17.7%
第二種住居地域	0.58	0.6%
準住居地域	0.86	0.9%
近隣商業地域	1.88	2.0%
商業地域	0.85	0.9%
準工業地域	6.47	6.9%
工業地域	3.70	4.0%
工業専用地域	2.90	3.1%
市街化調整区域	36.75	39.3%

出典) 大和市:「統計概要」 海老名市:「海老名市データ集」
 座間市:「統計要覧」 綾瀬市:「綾瀬市統計要覧」

(2) 地目別土地利用状況

本地域における地目別土地面積を表 2 に示します。

本地域全体の地目別土地面積は、「雑種地」「その他」を除くと「宅地」の比率が最も高く、約 40% に達します。

表 2 地目別土地面積

(単位 : km²)

大和市	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成13年	27.06	0.14	2.43	13.40	1.44	2.32	7.33
平成14年	27.06	0.13	2.40	13.44	1.42	2.32	7.35
平成15年	27.06	0.13	2.37	13.51	1.40	2.30	7.35
平成16年	27.06	0.13	2.35	13.56	1.39	2.28	7.35
平成17年	27.06	0.13	2.31	13.62	1.37	2.26	7.37

海老名市	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成13年	26.48	2.86	3.48	9.37	0.68	2.04	8.05
平成14年	26.48	2.84	3.40	9.38	0.67	2.03	8.16
平成15年	26.48	2.81	3.36	9.42	0.66	2.03	8.20
平成16年	26.48	2.79	3.32	9.41	0.66	2.00	8.30
平成17年	26.48	2.78	3.30	9.41	0.64	2.03	8.32

座間市	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成13年	11.93	0.93	1.61	7.55	0.50	1.25	0.09
平成14年	11.91	0.93	1.60	7.59	0.49	1.22	0.08
平成15年	11.90	0.91	1.59	7.62	0.49	1.22	0.07
平成16年	11.88	0.90	1.58	7.64	0.47	1.22	0.07
平成17年	11.86	0.90	1.58	7.66	0.45	1.20	0.07

綾瀬市	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成13年	22.28	0.18	2.90	6.56	1.00	0.38	11.26
平成14年	22.28	0.18	2.90	7.00	1.12	0.37	10.71
平成15年	22.28	0.17	2.87	7.04	1.09	0.37	10.74
平成16年	22.28	0.17	2.84	7.16	1.09	0.37	10.65
平成17年	22.28	0.17	2.80	7.21	1.07	0.37	10.66

4市合計	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成13年	87.75	4.11	10.42	36.88	3.62	5.99	26.73
平成14年	87.73	4.08	10.30	37.41	3.70	5.94	26.30
平成15年	87.72	4.02	10.19	37.59	3.64	5.92	26.36
平成16年	87.70	3.99	10.09	37.77	3.61	5.87	26.37
平成17年	87.68	3.98	9.99	37.90	3.53	5.86	26.42

出典) 大和市 : 「統計概要」
座間市 : 「統計要覧」

海老名市 : 「海老名市データ集」
綾瀬市 : 「綾瀬市統計要覧」

3 産業特性

本地域の産業別事業所数・従業者数の推移を表3に示します。

本地域の産業（事業所数・従業者数）の構成を見ると、第1次産業は事業所・従業者がいずれも全体の1%未満であり、極めて低い水準です。また、第2次産業の事業所・従業者の構成比は減少傾向にあり、特に従業者の減少が顕著です。その一方で第3次産業の事業所・従業者の構成比は増加傾向にあり、特に従業者の増加が顕著で、社会・経済のソフト化・サービス化の中で、この傾向は今後も続くものと考えられます。

なお、平成13年度における本地域の事業所数は約19,000、従業者数は約20万人です。また、従業者の約65%が第3次産業、約35%が第2次産業に従事しています。

産業構造の変化の特徴としては、サービス業等の増加と製造業の減少があげられますが、この変化により、本地域の産業廃棄物量が減少し、事業系一般廃棄物が増加することが懸念されます。

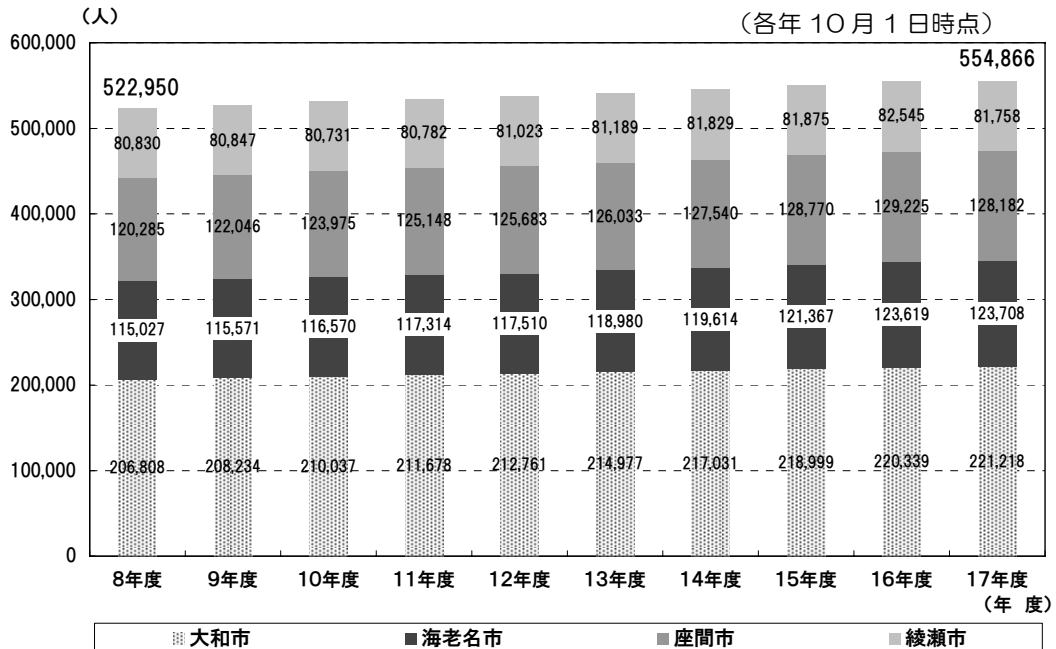
表3 産業別事業所数・従業者数

地域	産業区分	産業大分類	事業所数					従業者数				
			昭和61年	平成3年	平成8年	平成11年	平成13年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成11年	平成13年
大和市	総数		8,531	8,842	8,861	8,538	8,517	69,019	79,302	82,127	76,070	80,525
	第1次産業	農林水産業	5	4	7	5	4	23	99	48	30	20
	第2次産業	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		建設業	845	884	861	788	773	5,757	6,303	6,370	5,520	5,772
		製造業	855	877	750	720	665	23,346	26,384	22,073	19,171	18,006
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	2	3	5	171	162	201	199	211
		運輸・通信業	141	156	168	156	186	3,327	3,833	4,057	3,747	3,951
		卸売・小売業・飲食店	3,749	3,791	3,837	3,709	3,593	20,740	24,313	27,632	27,574	28,003
		金融・保険業	124	131	141	138	120	1,689	2,106	2,391	1,838	1,543
		不動産業	924	970	940	884	866	1,803	2,172	2,245	2,067	2,041
	サービス業	1,887	2,028	2,155	2,135	2,305	12,163	13,930	17,110	15,924	20,978	
海老名市	総数		3,225	3,709	3,916	3,779	3,837	36,177	45,383	51,889	46,069	50,425
	第1次産業	農林水産業	11	10	6	5	5	58	49	40	18	22
	第2次産業	鉱業	1	1	2	-	-	107	111	200	-	-
		建設業	336	359	393	369	386	2,624	2,852	3,282	2,746	2,925
		製造業	338	366	329	319	300	14,816	18,433	19,667	16,356	15,468
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	4	-	-	-	-	119
		運輸・通信業	100	140	138	139	154	2,860	3,843	3,712	3,536	5,100
		卸売・小売業・飲食店	1,357	1,475	1,569	1,473	1,437	9,462	11,033	13,755	12,476	13,038
		金融・保険業	34	50	58	52	51	410	792	784	781	619
		不動産業	303	405	410	400	397	608	860	958	879	960
	サービス業	745	903	1,011	1,022	1,103	5,232	7,410	9,491	9,277	12,174	
座間市	総数		4,004	4,050	4,056	3,877	3,855	35,394	39,260	37,150	34,528	36,726
	第1次産業	農林水産業	7	7	5	5	4	27	42	29	39	30
	第2次産業	鉱業	1	-	-	-	-	16	-	-	-	-
		建設業	407	417	481	452	455	2,529	2,827	3,223	2,644	2,775
		製造業	416	426	383	345	314	16,933	17,403	11,322	9,811	8,838
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	4	1	2	2	2	58
		運輸・通信業	60	84	97	95	93	1,421	1,469	2,121	2,702	3,047
		卸売・小売業・飲食店	1,619	1,593	1,540	1,469	1,397	8,221	9,392	10,794	10,223	10,840
		金融・保険業	40	50	48	46	44	766	879	862	691	543
		不動産業	551	501	465	442	424	858	967	999	884	890
	サービス業	902	971	1,036	1,022	1,120	4,622	6,279	7,798	7,532	9,705	
綾瀬市	総数		3,026	3,354	3,270	3,129	3,170	29,724	35,187	35,518	32,692	34,432
	第1次産業	農林水産業	20	17	14	14	13	104	92	100	71	73
	第2次産業	鉱業	-	1	-	-	-	-	5	-	-	-
		建設業	336	417	409	374	412	2,190	3,278	2,714	2,476	2,705
		製造業	830	959	879	828	787	17,030	18,694	17,459	15,243	14,796
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	-	-	4	10	12	-	-	95
		運輸・通信業	82	104	113	98	102	1,539	2,113	2,433	2,609	3,500
		卸売・小売業・飲食店	792	823	810	779	769	4,078	5,176	5,985	6,094	6,584
		金融・保険業	16	25	20	19	18	122	139	145	111	102
		不動産業	385	414	388	386	374	624	723	740	671	685
	サービス業	564	593	637	631	691	4,027	4,955	5,942	5,417	5,892	
4市合計	総数		18,786	19,955	20,103	19,323	19,379	170,314	199,132	206,684	189,359	202,108
	第1次産業	農林水産業	43	38	32	29	26	212	282	217	158	145
	第2次産業	鉱業	2	2	2	-	-	123	116	200	-	-
		建設業	1,924	2,077	2,144	1,983	2,026	13,100	15,260	15,589	13,386	14,177
		製造業	2,439	2,628	2,341	2,212	2,066	72,125	80,914	70,521	60,581	57,108
	第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	3	4	17	182	176	203	201	483
		運輸・通信業	383	484	516	488	535	9,147	11,258	12,323	12,594	15,598
		卸売・小売業・飲食店	7,517	7,682	7,756	7,430	7,196	42,501	49,914	58,166	56,367	58,465
		金融・保険業	214	256	267	255	233	2,987	3,916	4,182	3,421	2,807
		不動産業	2,163	2,290	2,203	2,112	2,061	3,893	4,722	4,942	4,501	4,576
	サービス業	4,098	4,495	4,839	4,810	5,219	26,044	32,574	40,341	38,150	48,749	

出典) 事業所・企業統計調査結果(総務省)

2 人口

本ブロックにおける人口は、平成8年度の522,950人に対し、平成17年度では554,866人と、10年間で3万人以上増加しています。



出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図 5 人口の実績

表 4 人口の実績

(単位:人 各年10月1日時点)

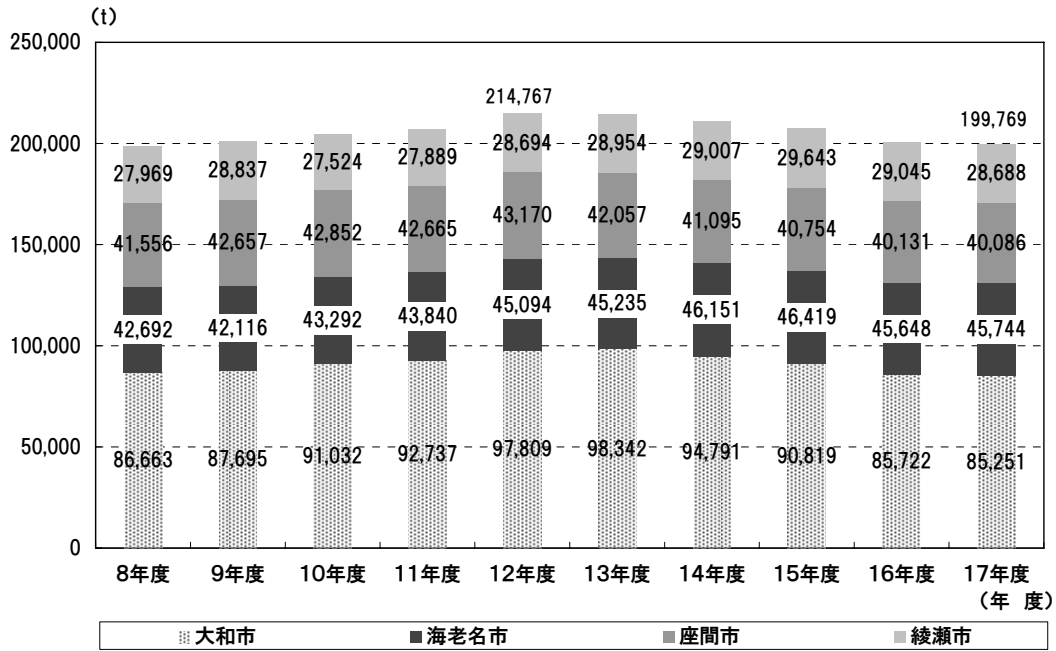
	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計
8年度	206,808	115,027	120,285	80,830	522,950
9年度	208,234	115,571	122,046	80,847	526,698
10年度	210,037	116,570	123,975	80,731	531,313
11年度	211,678	117,314	125,148	80,782	534,922
12年度	212,761	117,510	125,683	81,023	536,977
13年度	214,977	118,980	126,033	81,189	541,179
14年度	217,031	119,614	127,540	81,829	546,014
15年度	218,999	121,367	128,770	81,875	551,011
16年度	220,339	123,619	129,225	82,545	555,728
17年度	221,218	123,708	128,182	81,758	554,866

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

3 ごみ量

1 ごみ総排出量

本ブロックにおけるごみ総排出量※は、平成12年度の214,767tをピークに近年の減量化の取り組みから減少しており、平成17年度で199,769tとなっており、約15,000t減少している状況です。



※ごみ総排出量：家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図6 ごみ総排出量の実績

表5 ごみ総排出量の実績

(単位: t 指標: 平成9年度を100とした値)

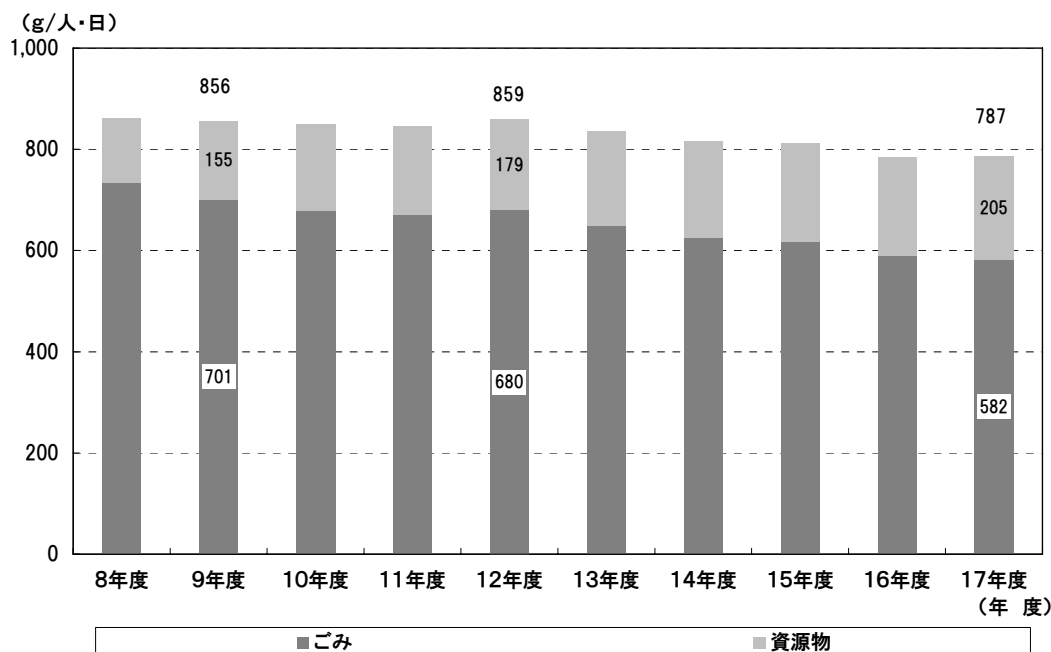
	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計	指標
8年度	86,663	42,692	41,556	27,969	198,880	98.8
9年度	87,695	42,116	42,657	28,837	201,305	100.0
10年度	91,032	43,292	42,852	27,524	204,700	101.7
11年度	92,737	43,840	42,665	27,889	207,131	102.9
12年度	97,809	45,094	43,170	28,694	214,767	106.7
13年度	98,342	45,235	42,057	28,954	214,588	106.6
14年度	94,791	46,151	41,095	29,007	211,044	104.8
15年度	90,819	46,419	40,754	29,643	207,635	103.1
16年度	85,722	45,648	40,131	29,045	200,546	99.6
17年度	85,251	45,744	40,086	28,688	199,769	99.2

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

2 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

本ブロックにおける市民1人1日あたりの家庭系ごみの排出量※は、平成12年度をピークに、各市のごみ減量化・資源化の取組み効果から減少しており、資源物を除いたごみ量は平成12年度の680gに対して、平成17年度では582gと、約100g減少している状況です。

また、資源物の排出量は、分別収集の取組みから平成12年度の179gに対して、平成17年度では205gと26g増加しています。



※家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち集団資源回収を除いたもの
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図7 市民1人1日あたりのごみ排出量の実績

表6 市民1人1日あたりのごみ排出量の実績

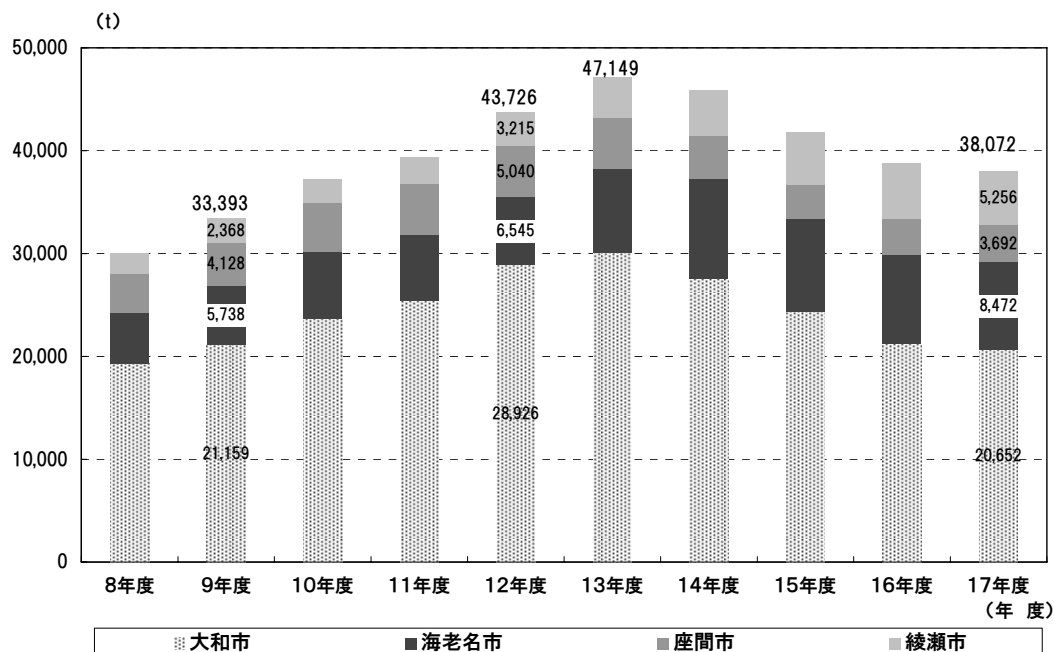
(単位：g 指標：平成9年度を100とした値)

	大和市		海老名市		座間市		綾瀬市		4市平均		指標	
	ごみ	資源物	ごみ	資源物	ごみ	資源物	ごみ	資源物	ごみ	資源物	ごみ	資源物
8年度	783	110	709	163	685	110	708	157	733	128	104.6	82.6
9年度	739	136	640	200	684	133	716	173	701	155	100	100
10年度	729	150	636	213	652	146	649	199	678	171	96.7	110.3
11年度	716	155	636	222	643	141	651	203	671	174	95.7	112.3
12年度	728	159	646	238	650	139	653	206	680	179	97.0	115.5
13年度	709	160	591	249	596	170	652	193	648	187	92.4	120.6
14年度	687	163	548	270	594	165	625	197	626	191	89.3	123.2
15年度	675	157	542	286	596	160	612	210	618	194	88.2	125.2
16年度	644	158	522	283	563	175	587	197	590	195	84.2	125.8
17年度	642	158	497	312	557	186	588	197	582	205	83.0	132.3

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

3 事業系ごみの排出量

本ブロックにおける事業系ごみの排出量は、平成13年度の47,149tをピークに年々減少し、平成17年度で38,072tと約9,000t減少している状況です。



出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)
「清掃事業の概要」(大和市)

図 8 事業系ごみ排出量の実績

表 7 事業系ごみ排出量の実績

(単位: t 指標: 平成9年度を100とした値)

	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計	指標
8年度	19,293	4,938	3,759	2,007	29,997	89.8
9年度	21,159	5,738	4,128	2,368	33,393	100
10年度	23,647	6,461	4,762	2,331	37,201	111.4
11年度	25,419	6,414	4,949	2,602	39,384	117.9
12年度	28,926	6,545	5,040	3,215	43,726	130.9
13年度	30,125	8,177	4,958	3,889	47,149	141.2
14年度	27,481	9,830	4,097	4,461	45,869	137.4
15年度	24,335	9,060	3,311	5,079	41,785	125.1
16年度	21,218	8,621	3,558	5,420	38,817	116.2
17年度	20,652	8,472	3,692	5,256	38,072	114.0

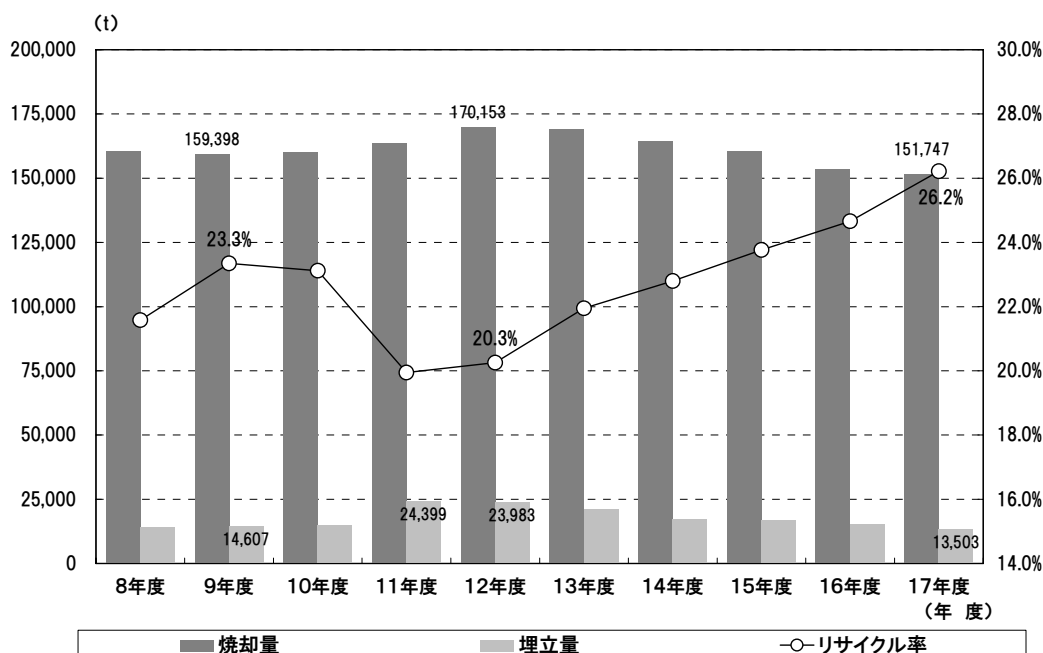
出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)
「清掃事業の概要」(大和市)

4 ごみの処理・処分

本ブロックにおけるごみの処理・処分量は、ごみの減量とともに年々減少の傾向にあります。焼却処理量は平成12年度の170,153tをピークにその後減少し、平成17年度では151,747tと約18,400t減少しています。

また、最終処分量は平成11年度の24,399tをピークにその後減少し、平成17年度では13,503tと約10,900t減少しています。

さらに、リサイクル率^{*}については、平成11年度以降年々増加しており、平成17年度で26.2%となっています。



※リサイクル率 =
$$\frac{\text{総資源化量 (資源物資源化量 + 焼却残渣資源化量 + 集団資源回収)}}{\text{ごみ総排出量}}$$

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

図9 ごみ処理・処分量の実績

表8 ごみ処理・処分の実績

(単位:t)

	大和市			海老名市			座間市			綾瀬市			合計		
	焼却量	埋立量	リサイクル率	焼却量	埋立量	リサイクル率	焼却量	埋立量	リサイクル率	焼却量	埋立量	リサイクル率	焼却量	埋立量	リサイクル率
8年度	73,258	12,570	13.0%	32,831	790	28.4%	32,118	533	28.8%	22,331	233	27.1%	160,538	14,126	21.6%
9年度	72,733	12,336	14.8%	31,178	874	31.9%	32,950	777	29.4%	22,537	620	28.0%	159,398	14,607	23.3%
10年度	74,692	12,590	15.6%	32,227	880	29.9%	32,792	811	28.1%	20,337	766	29.4%	160,048	15,047	23.1%
11年度	77,019	12,344	15.9%	32,656	4,462	24.7%	33,081	4,468	21.6%	20,827	3,125	23.2%	163,583	24,399	19.9%
12年度	82,428	12,878	16.1%	32,980	3,932	26.1%	33,445	4,038	21.7%	21,300	3,135	23.1%	170,153	23,983	20.3%
13年度	83,164	12,755	15.4%	33,003	3,076	28.9%	31,003	2,959	28.0%	22,000	2,428	24.8%	169,170	21,218	22.0%
14年度	79,607	11,669	15.8%	32,675	1,998	30.9%	30,038	2,020	28.3%	22,018	1,621	24.9%	164,338	17,308	22.8%
15年度	75,999	10,279	16.6%	32,400	2,301	32.5%	29,876	2,362	28.5%	22,387	1,971	25.6%	160,662	16,913	23.8%
16年度	70,910	9,110	17.5%	31,555	2,064	33.4%	28,967	2,110	29.9%	22,182	1,881	24.8%	153,614	15,165	24.7%
17年度	70,455	8,865	17.7%	30,338	1,667	37.2%	28,748	1,657	31.8%	22,206	1,314	26.2%	151,747	13,503	26.2%

出典)「一般廃棄物処理事業の概要」(神奈川県)

4 各市のごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

(1) 家庭系ごみ

家庭ごみの収集・運搬は、各市いずれも「可燃ごみ」「不燃ごみ」「資源物」「粗大ごみ」の4つの区分に分けて行われています。

このうち「粗大ごみ」については、電話申込みによる戸別収集又は自己搬入が行われています。

① 大和市

(a) 可燃ごみ

平成18年7月より戸別収集を開始しており、収集後、「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理され、処理後の焼却残さは直営及び委託処分（埋立処分）されています。なお、本施設では、焼却処理時のエネルギーを有効活用すべく、蒸気は場内及び隣接するプールへ熱源として供給しているほか、発電（最大出力3,100kW×1基）を行い、場内及び隣接する温水プール・公園・野球場へ供給し、余剰電力は東京電力㈱に売電しています。

(b) 資源物

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、白色トレイに加えて、平成18年7月よりその他プラスチック製容器包装（以下、「その他プラ」という。）が指定されており、資源回収として自治会毎に実施しています。

平成6年度から集団資源回収を廃止し、全面的に資源回収事業に切り替え、事業の推進を図っており、紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、白色トレイについては、委託業者が回収し、必要に応じて資源選別所において再分別等を実施した後、リサイクル事業者等に持ち込み資源化しています。

また、その他プラについては、環境管理センターで焼却し、発電機で熱源として回収しています。

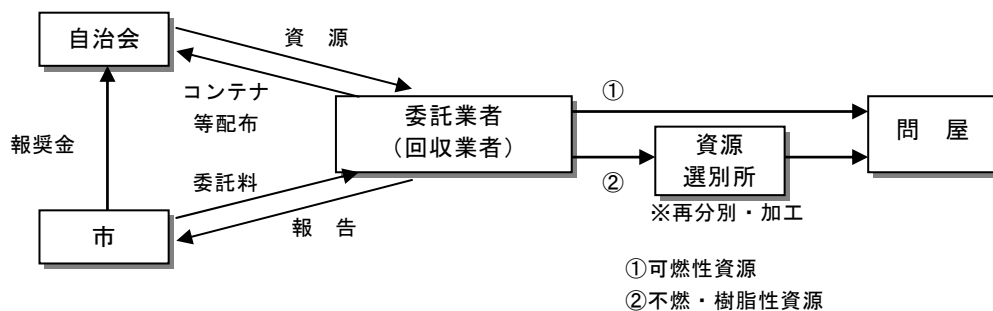


図 10 大和市での資源回収

(c) 不燃ごみ・粗大ごみ

不燃ごみについても、平成18年7月より戸別収集を開始しており、粗大ごみと同様に収集後、市の施設「大和市環境管理センター粗大ごみ処理施設」において選別・破碎処理され、破碎可燃物、資源物（鉄・アルミ・カレット等）、処理困難物（乾電池等）に選別され、その後、破碎可燃物は「可燃ごみ」と同様に「大和市環境管理センターごみ焼却処理施設」において焼却処理を行い、資源物はリサイクル事業者等に持ち込み資源化しています。処理困難物は破碎前に選別・回収し、専門業者による委託処理を行っています。なお、破碎残さは、破碎可燃物と同様に焼却処理しています。

② 海老名市・座間市・綾瀬市

(a) 可燃ごみ

集積所から収集後、「高座清掃施設組合ごみ焼却施設」において焼却処理され、処理後の焼却残さは約70%が委託処理により路盤材等の資源として利用され、その他は全量県外で委託処分（埋立処分）されています。なお、本施設では、焼却処理時のエネルギーを有効活用すべく、蒸気は場内及び隣接するプールや老人福祉施設へ熱源として供給しているほか、発電（最大出力1,600kW；800kW×2基）を行い、場内及び隣接する温水プールや老人福祉施設へ供給しています。

(b) 資源物

紙、布、びん、缶・金物類、ペットボトル、その他プラ等が指定されています。資源物は収集後、各市の資源化施設等に搬入され、選別・保管等が行われています。選別された資源物は、リサイクル事業者等に持ち込まれ、資源化されています。また、資源化に適さないものについては、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込まれて破碎処理されています。

なお、市の収集の他に集団資源回収も行われており、地域の集団資源回収登録団体が主催する回収日に、指定された場所に排出し、各団体が回収後、リサイクル事業者等へ引き渡して資源化されています。

(c) 不燃ごみ

海老名市・座間市では収集後、市の資源化施設に搬入され、混入した資源物などが選別された後、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込まれて破砕処理されます。また、綾瀬市では収集後、直接「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」に持ち込まれて破砕処理されています。また、高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設においては、破砕処理した後、破砕可燃物、資源物（磁選物）、破砕残さに選別され、破砕可燃物は「高座清掃施設組合ごみ焼却施設」において焼却処理を、資源物はリサイクル事業者等に持ち込まれて資源化されています。なお、破砕残さについては全量、委託処理により、路盤材等の資源として利用されています。

(d) 粗大ごみ

収集後、再生使用が不可能と判断されたものについては、「高座清掃施設組合粗大ごみ処理施設」において破砕処理されています。

(2) 事業系ごみ

事業系ごみについては、各市の許可業者により収集・運搬が行われ、大和市においては市の施設（大和市環境管理センターごみ焼却処理施設・粗大ごみ処理施設）で、海老名市・座間市・綾瀬市においては高座清掃施設組合の施設（高座清掃施設組合ごみ焼却施設）で処理が行われています。

なお、海老名市、座間市、綾瀬市では事業系の「不燃ごみ」については処理を行っておらず、各事業者が民間委託により処理することとしています。また、大和市では、家庭から排出される不燃ごみと同様のものに限定して事業系の不燃ごみを受け入れています。

■大和市

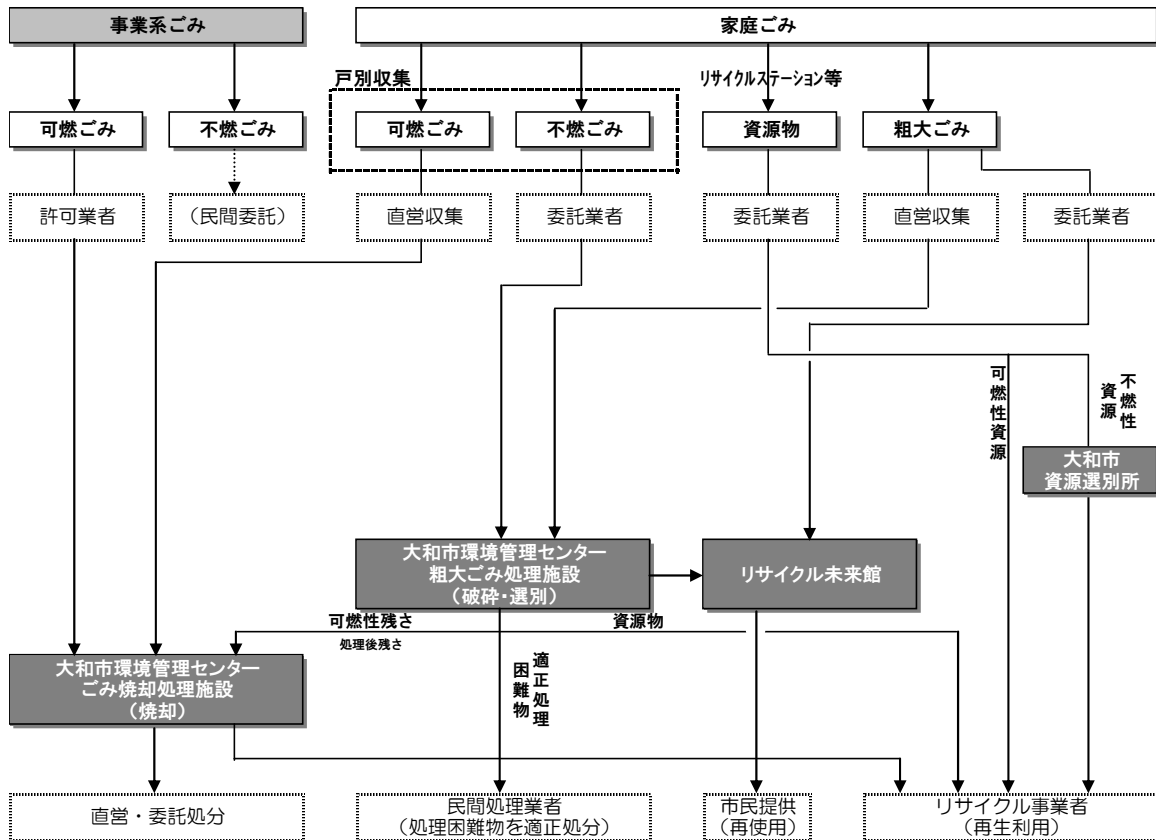


図 11 ごみの処理・処分の流れ【大和市】

■海老名市

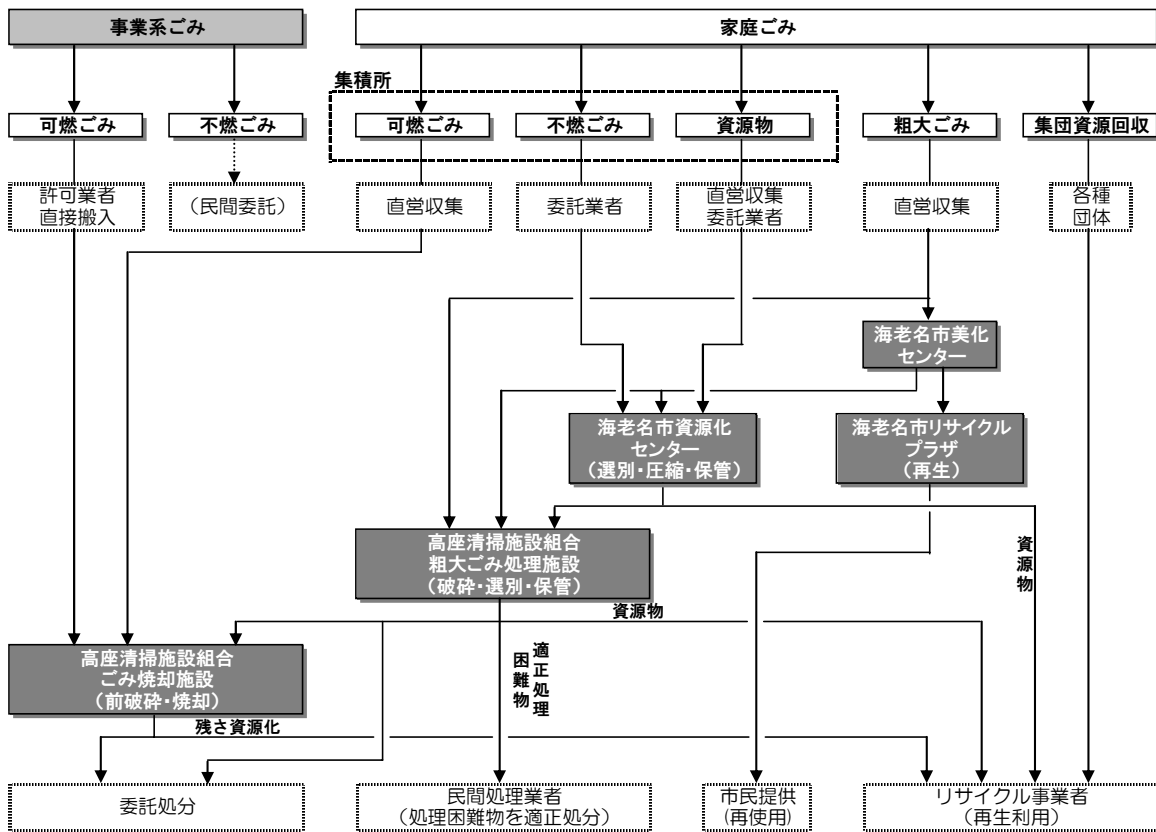


図 12 ごみの処理・処分の流れ【海老名市】

■座間市

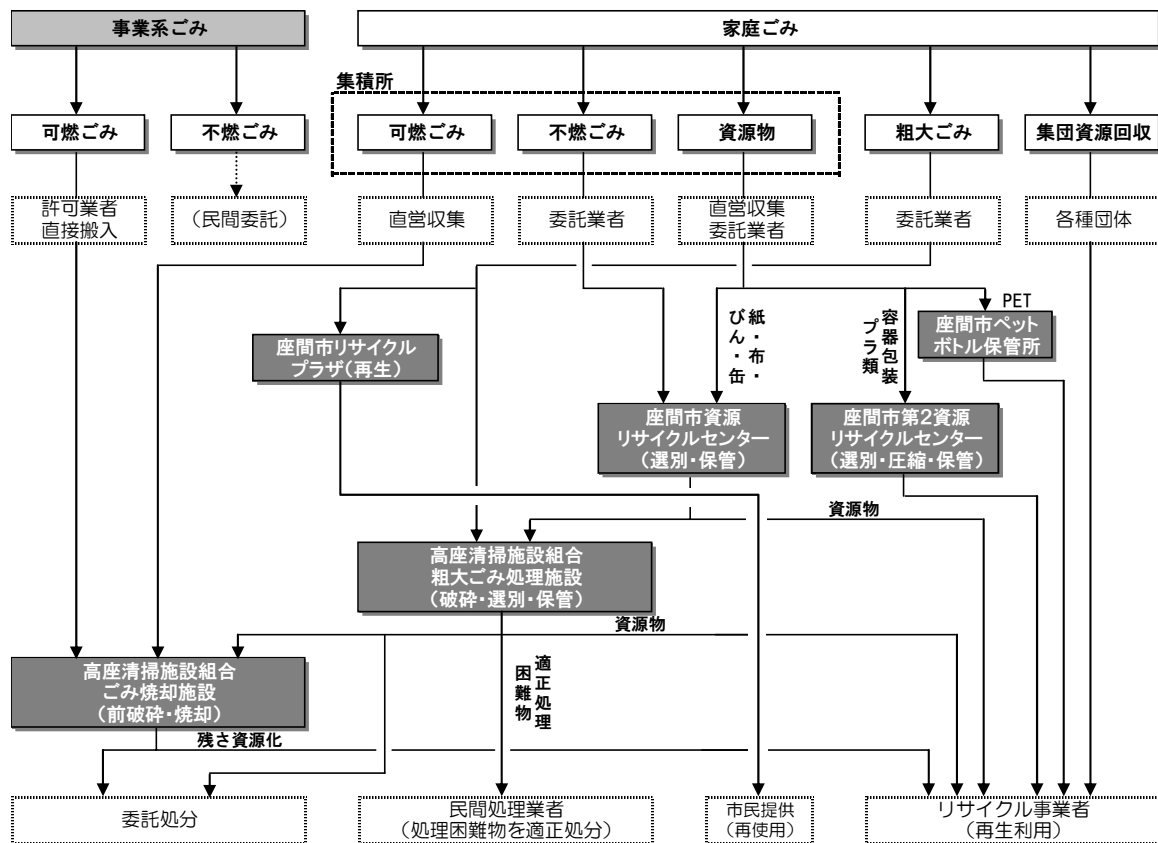


図 13 ごみの処理・処分の流れ【座間市】

■綾瀬市

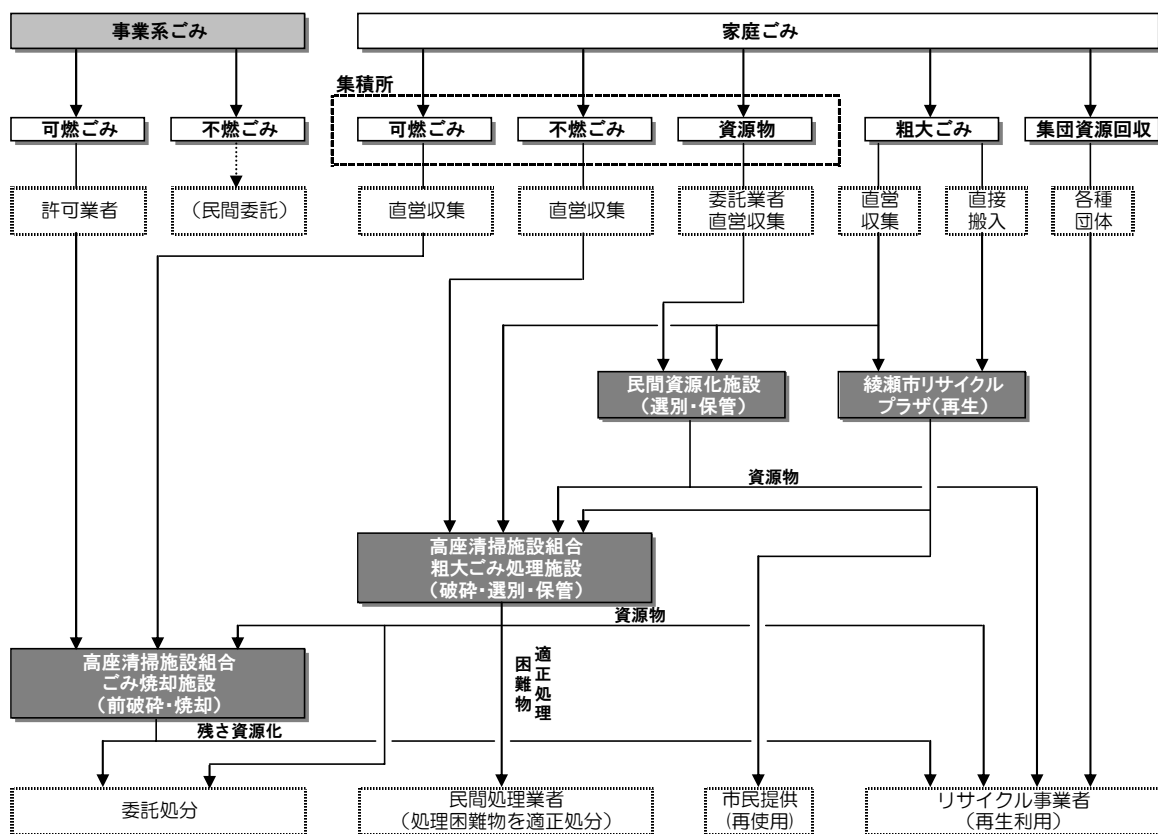


図 14 ごみの処理・処分の流れ【綾瀬市】

5 各市のごみ組成

1 ごみ組成の現状

～本ブロックのごみにはまだ資源化できるものが多く含まれています～

(1) 家庭系可燃ごみ

平成 18 年度の家庭系可燃ごみの組成をみると、4 市ともに「厨芥類」が多く、ブロックの平均で 53.8%を占めており、「紙類」が 26.4%とそれに続き、これら 2 種類で約 8 割を占めています。

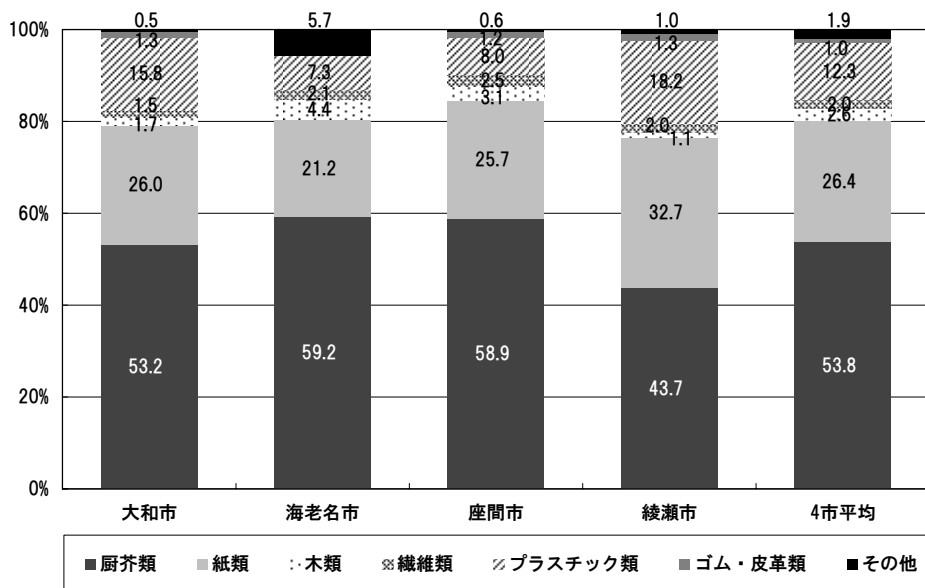


図 15 平成 18 年度家庭系可燃ごみ組成調査結果

(2) 家庭系不燃ごみ

家庭系不燃ごみは各市で相違がありますが、平均的に「金属類」「プラスチック類」「ガラス類」「陶器・石類」が多くを占め、また、それらの複合品である「其他不燃系ごみ」も同程度の割合を占めています。

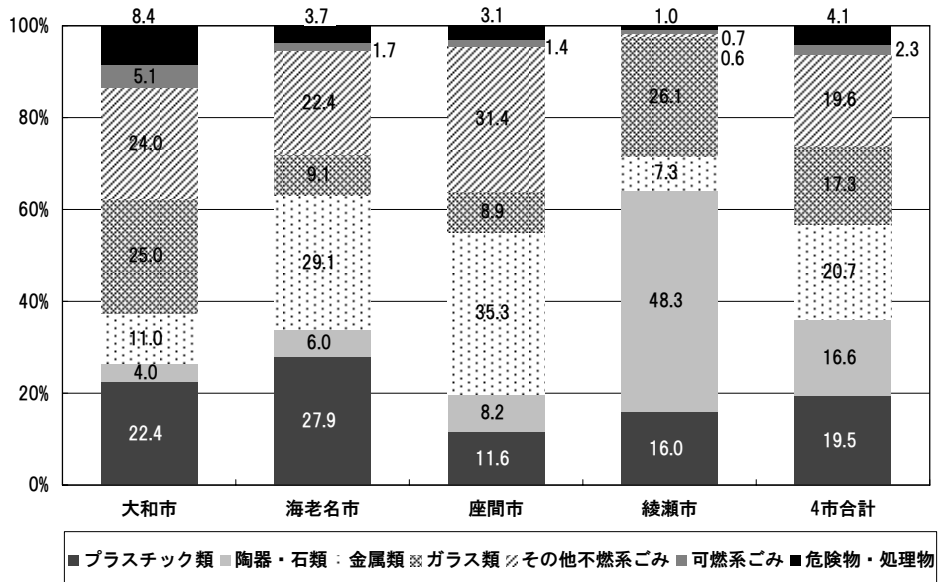


図 16 平成 18 年度家庭系不燃ごみ組成調査結果

(3) 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみは「紙類」が最も多く 4 市平均で 45.1%を占め、「厨芥類」がそれに続き、31.3%を占めています。

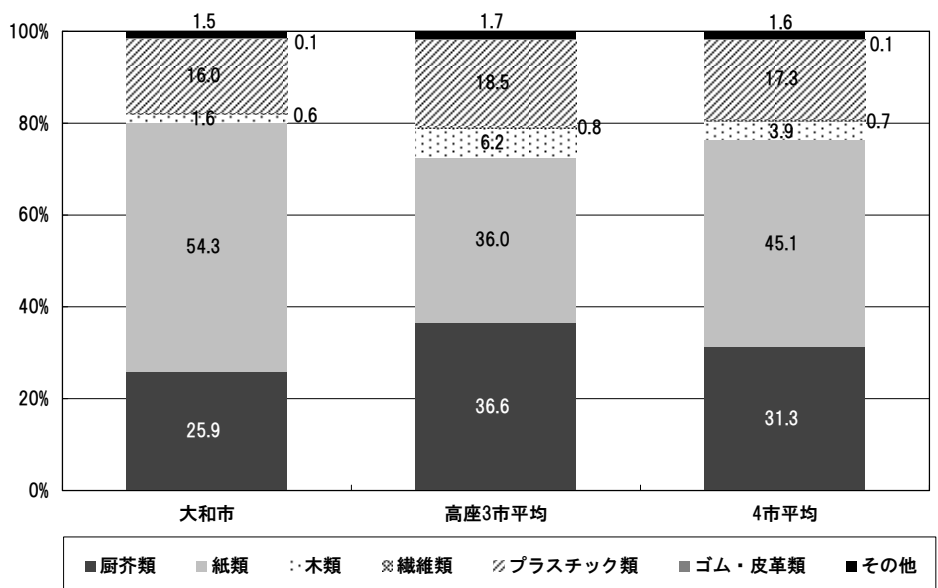


図 17 平成 18 年度事業系ごみ組成調査結果

2 ごみ組成の変化

～本ブロックのごみは減量化の取組みなどにより組成の変化が見られます～

(1) 家庭系可燃ごみ

家庭系可燃ごみの組成は、平成15年度と平成18年度を比較すると、「厨芥類」と「紙類」の占める割合が増加しており、その他の項目の占める割合が減少しています。その理由は資源化によるものと考えられ、分別による減量効果が見られています。

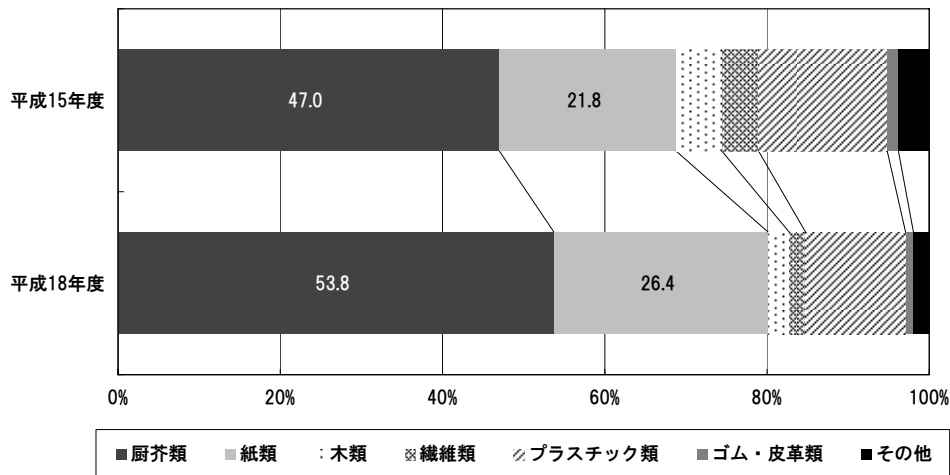


図 18 家庭系可燃ごみの組成変化

(2) 不燃ごみ

家庭系不燃ごみの組成は、平成15年度と平成18年度を比較すると、「プラスチック類」の占める割合が増加しており、その他の項目は横ばいもしくはやや減少しています。

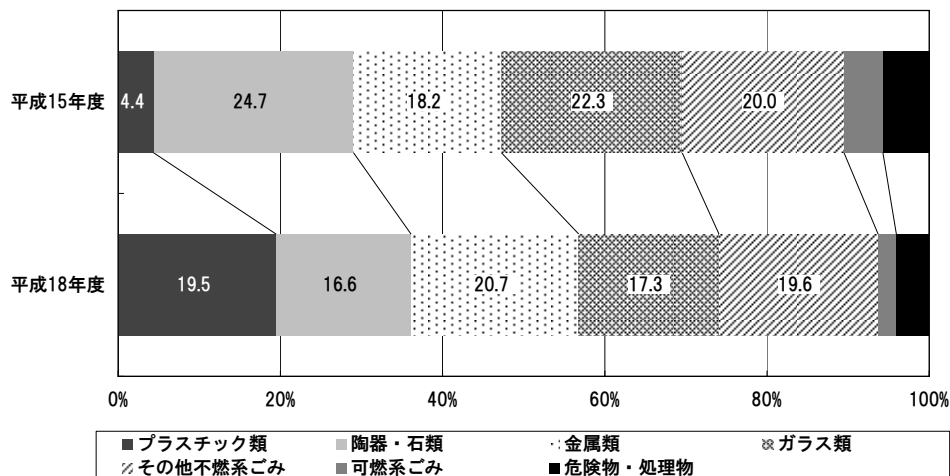


図 19 家庭系不燃ごみの組成変化

(3) 事業系可燃ごみ

事業系可燃ごみの組成は、平成15年度と平成18年度を比較すると、家庭系と同様に「厨芥類」「紙類」の占める割合が増加しています。

また、プラスチック類の占める割合は減少しています。

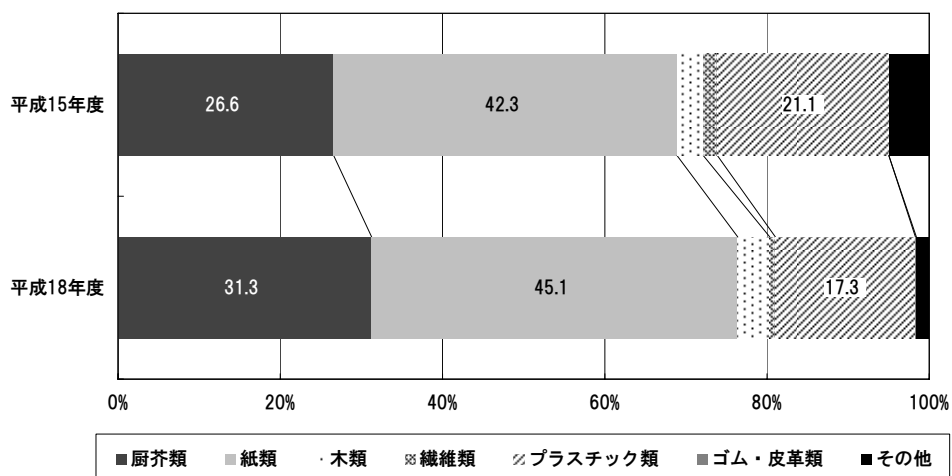


図 20 事業系ごみの組成変化

第3章 広域化の基本方針

1 広域化の基本方針

～大和高座ブロックは「排出抑制、資源化、適正処理」に取り組めます～

本ブロックでは、排出抑制（ごみを出さない）、資源化（リサイクルする）、適正処理（安全に処理する）、緊急時の対応の4つについて以下の基本方針に基づき、広域化を進めていきます。

1 排出抑制

- 生ごみの自家処理や、ごみの発生を抑制するための様々なインセンティブ（誘因）などを検討・導入し、ごみの排出抑制の推進を図ります。

2 資源化

- 資源物の徹底した分別に加えて、生ごみ・剪定枝などの有機性廃棄物の資源化を推進することにより、焼却処理量と最終処分量の削減を図ります。
- 焼却残渣の資源化を推進し、最終処分量の削減を図ります。

3 適正処理

- 様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

4 緊急時の対応

- 震災・水害などの災害時や緊急時におけるごみ処理の対応について、広域的な相互協力体制を構築していきます。

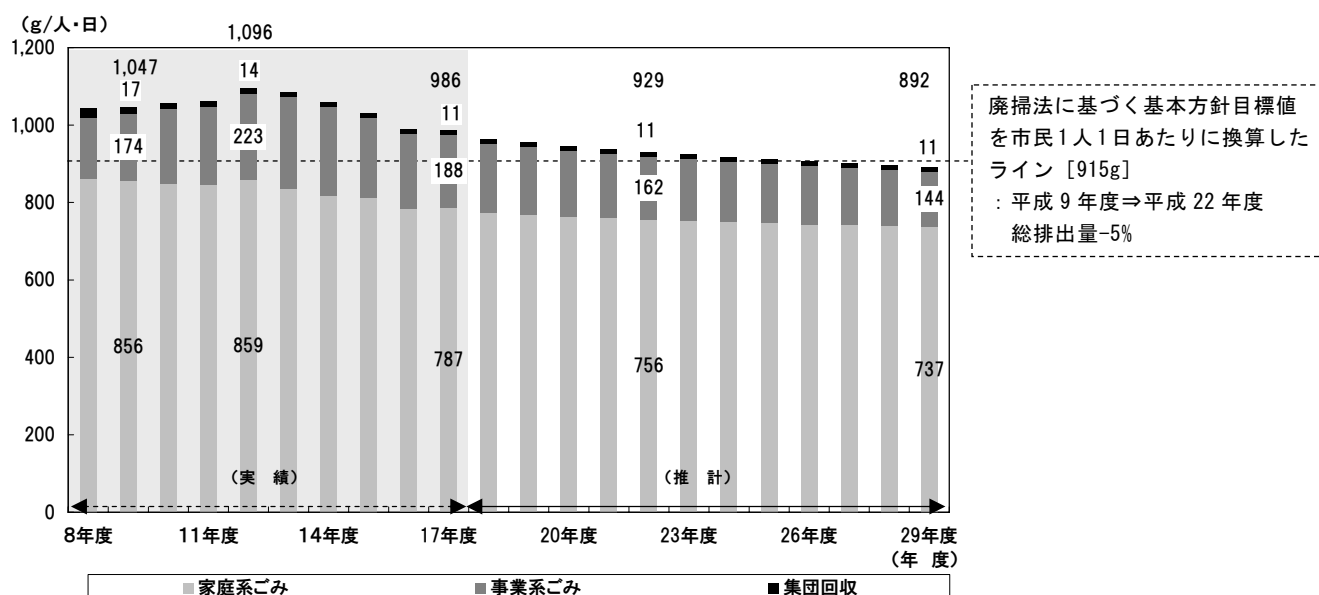
2 将来のごみ量

1 市民1人1日あたりの排出量

(1) 市民1人1日あたりのごみ総排出量

市民1人1日あたりのごみ総排出量※は、図 21に示すとおり、平成 12 年度の 1,096g をピークにその後減少しており、平成 17 年度で 986g となっています。

市民・事業者・行政のごみ減量に向けた取組みを継続し、今後もこの傾向を維持した場合、平成 22 年度で 929g、平成 29 年度で 892g まで減少することが予測されます。

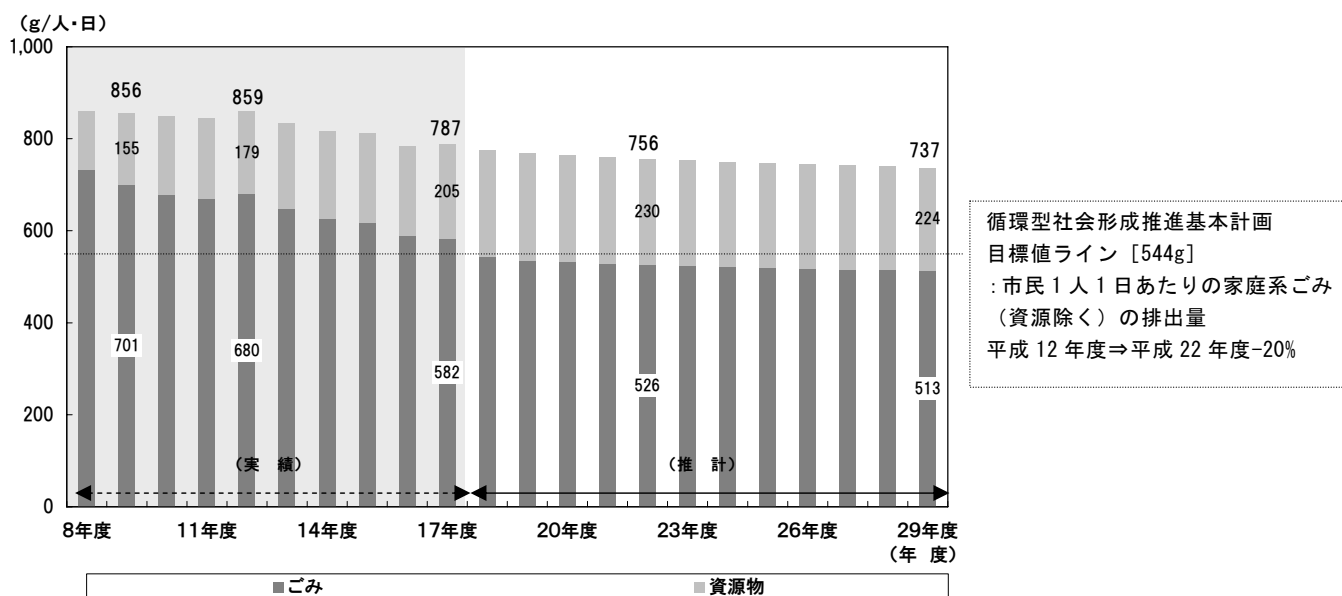


※ ごみ総排出量=家庭系ごみ + 事業系ごみ + 集団資源回収

図 21 市民1人1日あたりの排出量

(2) 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量※は図 22に示すとおり、年々ごみが減少し、資源物の分別収集が進んでいる状況です。ごみ減量化の取組みを継続し、この傾向を維持することで、市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ（資源物除く）の排出量は、平成 22 年度で 526g、平成 29 年度で 513gとなることが予測されます。

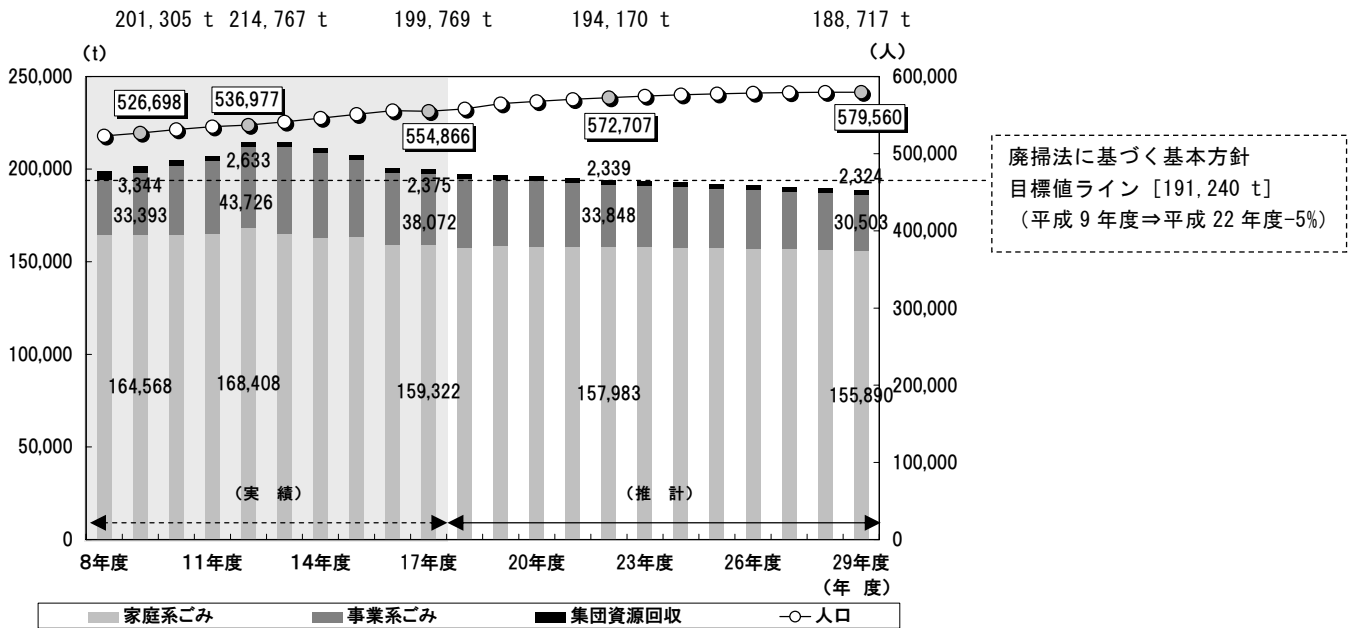


※ 家庭系ごみ排出量：家庭から排出されるごみのうち、集団資源回収を除いたもの

図 22 市民 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量

2 総排出量

本ブロックの人口は今後増加の傾向が予測されていますが、前項の市民1人1日あたりのごみ排出量の減少により、ごみ総排出量※は図23に示すとおり、今後徐々に減少していくことが予測されます。



※ ごみ総排出量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団資源回収

図23 大和高座ブロックの人口とごみ総排出量の予測

表9 大和高座ブロックの将来の人口予測

(単位：人 各年10月1日時点)

	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	合計
18年度	222,368	123,442	127,645	84,650	558,105
19年度	227,256	124,064	127,925	85,588	564,833
20年度	228,480	124,692	128,172	86,408	567,752
21年度	229,558	125,305	128,376	87,141	570,380
22年度	230,516	125,895	128,541	87,755	572,707
23年度	231,243	126,488	128,678	88,290	574,699
24年度	231,818	127,017	128,771	88,681	576,287
25年度	232,273	127,541	128,828	88,961	577,603
26年度	232,656	127,950	128,846	89,167	578,619
27年度	232,951	128,170	128,829	89,337	579,287
28年度	233,132	128,358	128,748	89,314	579,552
29年度	233,207	128,477	128,612	89,264	579,560

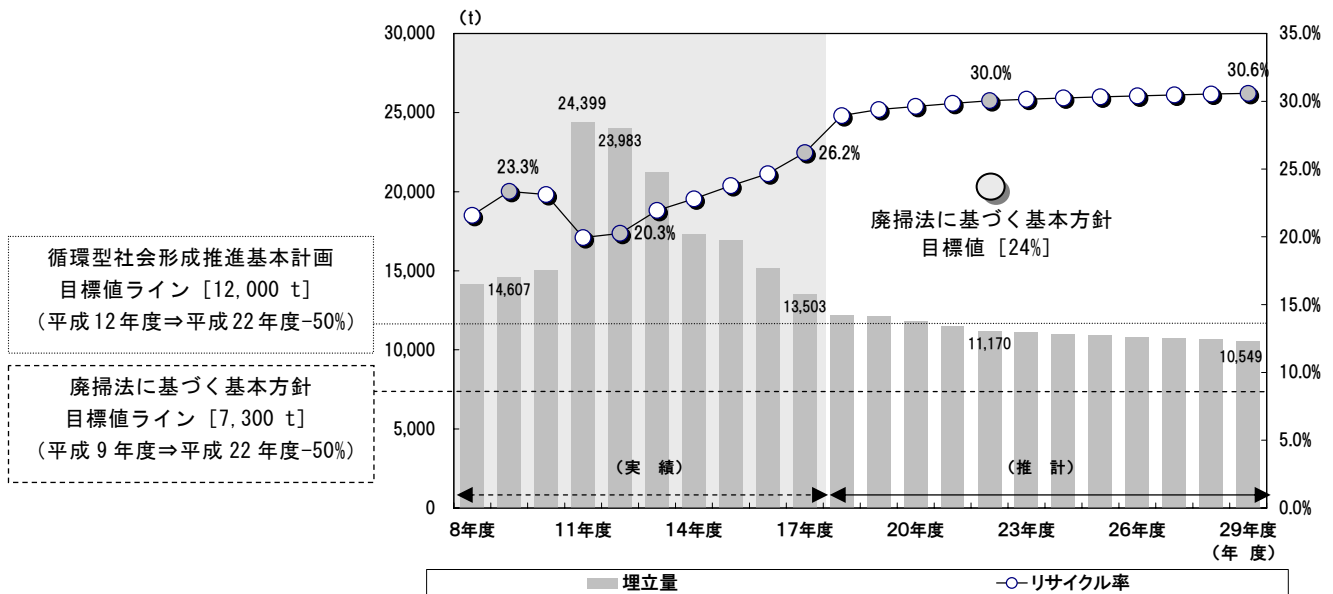
出典) 大和市：「第7次総合計画」
 海老名市：「人口推計※」
 座間市：「座間市の人口及び世帯数の将来推計」
 綾瀬市：「綾瀬市人口推計」

※ 本計画の人口推計は、平成18年1月時点のものであり、第4次総合計画における人口推計値と差異があります。

3 最終処分量とリサイクル率

本ブロックの最終処分量は平成 11 年度の 24,399t をピークに、その後、排出量の減量に伴い順調に削減されており、この傾向を維持するとともに、焼却残渣の資源化を推進することができれば、平成 22 年度で 12,000t 以下、平成 29 年度で 11,000t 以下になることが予測されます。

また、リサイクル率についても、平成 11 年度以降上昇しており、平成 17 年度現在で 26.2% となっており、国の目標値（24.0%）を達成している状況です。



※リサイクル率 =
$$\frac{\text{総資源化量 (資源物資源化量 + 焼却残渣資源化量 + 集団資源回収)}}{\text{ごみ総排出量}}$$

図 24 大和高座ブロックの最終処分量とリサイクル率の予測

第4章 広域化計画（基本施策）

1 排出抑制（リデュース・リユース）

(1) インセンティブ（誘因）の創出

- ごみの排出抑制の推進を目指した様々なインセンティブ（誘因）の創出を目指していきます。
- 事業系ごみについては、自己処理責任の原則に基づき、適正排出および減量化を踏まえた手数料設定を検討していきます。

(2) 分別の徹底

- 各市の分別品目に従い、ごみと資源の分別排出を推進していきます。また、相互協力のさらなる効率化を目指し、将来的な4市の分別区分の統一に向けて、検討を行っていきます。

□ 4市統一分別区分案

- ・可燃ごみ
- ・不燃ごみ
- ・資源物
(生ごみ、剪定枝、紙類、布類、ペットボトル、缶類、びん類、容器包装プラスチック、その他プラスチック、使用済み食用油)
- ・粗大ごみ
- ・有害ごみ

- 家庭系厨芥類の水切りについて、今後も継続して市民に広く周知・啓発していきます。
- 将来的な有機性廃棄物の資源化を目指し、家庭系厨芥類の分別を視野に入れ、検討していきます。

(3) 環境教育

- 次世代を担う子供たちへのごみ・環境についての教育を推進していきます。

(4) 情報提供・啓発

- 従来からの広報誌やごみカレンダーなどの紙媒体による情報提供を引き続き発展・推進していくとともに、インターネットなどの新たな媒体による情報提供について、強化・推進していきます。

(5) マイバッグ運動・レジ袋対策

- 全国的にも広まりを見せているマイバッグ運動、レジ袋対策について、必要に応じて連携・協力して推進していきます。

2 資源化（リサイクル）

（1）厨芥類等の有機性廃棄物の資源化（バイオガス化・堆肥化・飼料化など）

- 厨芥類等の有機性廃棄物の資源化について、その対象、収集方法、資源化方法（バイオガス化・堆肥化・飼料化など）について、検討を進めていきます。

（2）剪定枝等の木質系廃棄物の資源化（堆肥化・炭化など）

- 剪定枝等の木質系廃棄物の資源化について、その対象、収集方法、資源化方法（堆肥化・炭化など）について、検討を進めていきます。

（3）可燃ごみに混入した資源（紙類・容器包装類）の分別の徹底による資源化

- 組成調査の結果からも、依然として可燃ごみへ混入している資源（紙類・容器包装類）について、分別の徹底を促し、リサイクルを推進していきます。（p19、20 参照）

（4）焼却残渣の資源化（スラグ化・セメント化など）

- 焼却残渣の資源化（スラグ化・セメント化など）については、将来的な施設整備に向けた検討を進めていくとともに、現状の処理システムにおける、民間の活用や共同による取組みなどについて検討を進め、最終処分量の削減を推進します。

3 適正処理

- 様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

4 緊急時の対応

（1）災害時の対応

- 震災や水害などの災害時には、広域的な相互協力によりその対応を進めていきます。

（2）処理システムの相互バックアップ

- 各システムの緊急時におけるごみ処理の対応について、相互協力によるバックアップ体制を構築していきます。

第5章 広域化計画（処理システム）

1 地域特性に応じた広域処理システム

～大和高座ブロックでは「1ブロック2システム」を基本とする

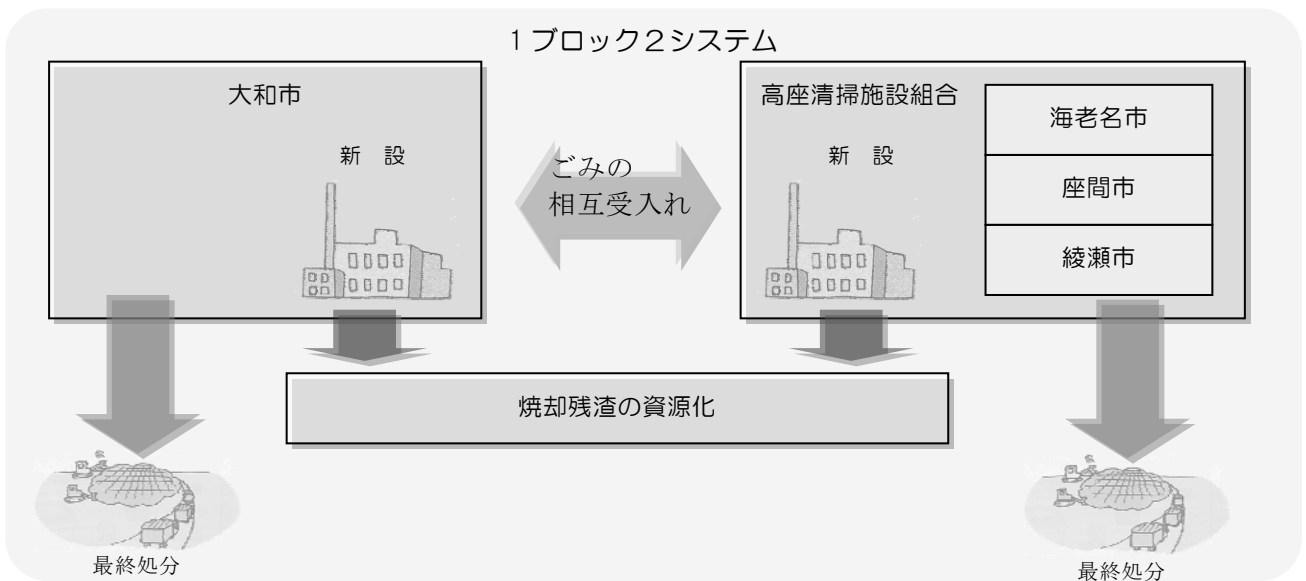
広域処理システムを構築していきます～

本ブロックにおける4市及び高座清掃施設組合の役割は図25に示すように、これまで独立していた2箇所の焼却処理施設を、「1ブロック2システム」ととらえ、大和市と高座清掃施設組合において、災害時やそれぞれのシステムのバックアップとして、相互にごみの受入れを行うことで、施設運転の効率化を目指します。

また、ごみの減量・リサイクルはもとより、焼却残渣の広域的な資源化（スラグ化、セメント化など）の検討を進め、最終処分量の削減を目指していきます。

しかし、各市住民などの協力により、資源化、減量化を推進しても、減量化・減容化できないものは将来も発生することが予想されます。そのため、必要最小限の最終処分を将来的に目指します。

なお、これらの広域システムについては、4市の役割負担や費用負担の公平性に十分留意したシステムとします。



- 相互のバックアップ体制の構築による「1ブロック2システム化」
- ごみの3R および焼却残渣の資源化を基本とした効率的な最小限の最終処分システム

図 25 焼却処理の1ブロック2システム

2 広域処理の基本内容

～焼却処理の相互協力／焼却残渣の資源化／最終処分 of 自区域内処理を行います～

本ブロックにおける広域処理の基本内容を図 26に示します。

焼却処理や災害廃棄物処理については、大和市と高座清掃施設組合において、相互協力を行い、より効率的な処理を目指し、焼却残渣の資源化（スラグ化、セメント化など）については、広域的な連携を視野に入れた検討を行っていきます。

有機性廃棄物の資源化については、4市が個別に推進し、ブロック全域への展開を目指していきます。また、最終処分については、自区域内処理に向けた検討を連携して行っていきます。

なお、資源物の回収・リサイクルや収集・運搬、その他の処理などについては、4市及び高座清掃施設組合がそれぞれ行うこととし、必要に応じて広域的な連携を行う予定です。

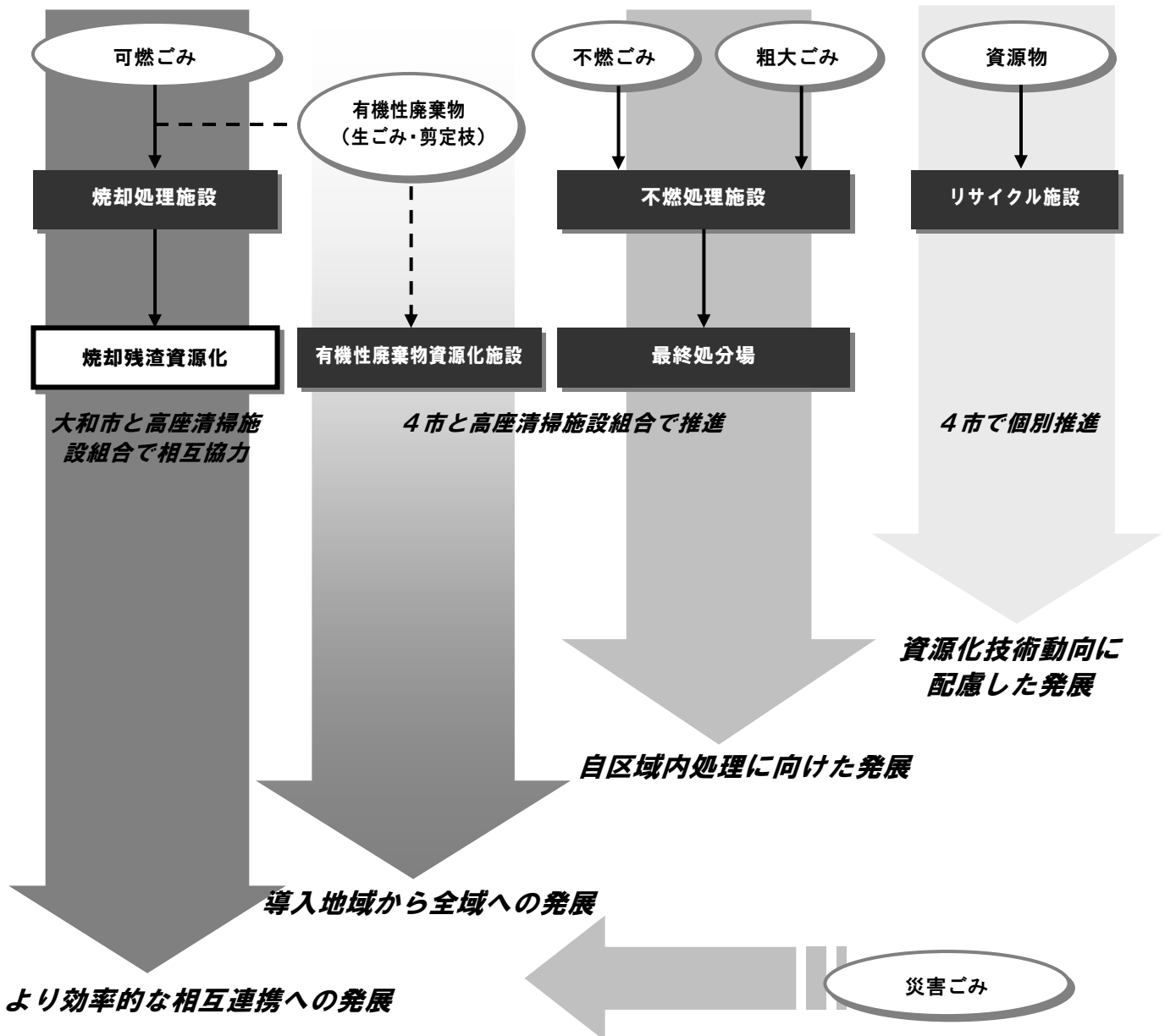


図 26 広域処理の基本内容

3 施設整備の基本的な考え方

広域化の基本的取組み実施のための施設整備方針

1 焼却施設

焼却施設については、ブロック内の2施設を有効に活用し、相互連携による延命化などにより、最適なライフサイクルの実現を目指します。

2 焼却残渣の資源化施設

焼却残渣の資源化については、民間の活用や広域的な連携などを視野に入れた手法の検討を行っていきます。

3 有機性廃棄物資源化施設

有機性廃棄物の資源化に向けて、4市が取組んでいきます。

4 最終処分場

様々な資源化を積極的に推進し、最終処分量の削減を図っていくとともに、地域で効率的に対応するための最終処分のあり方を検討していきます。

4 施設の整備スケジュール

～ 段階的な広域システムを目指します ～

フェーズⅠ 現状

大和市の施設の処理能力（450t/日）を有効に活用し、ごみの一部受入などを行い、老朽化の進む高座清掃施設組合施設の延命化を実施し、大和市側の施設緊急時には、高座清掃施設組合施設がバックアップ施設として機能するなど、相互の連携処理によりブロック内の焼却施設のライフサイクルの最適化を目指していきます。

また、災害時などの対応についても2つのシステムが連動することで、広域的に対応していくこととします。

さらに、最終処分量の多くを占めている焼却残渣の資源化について、その取り組みを広域的に進めていくこととします。

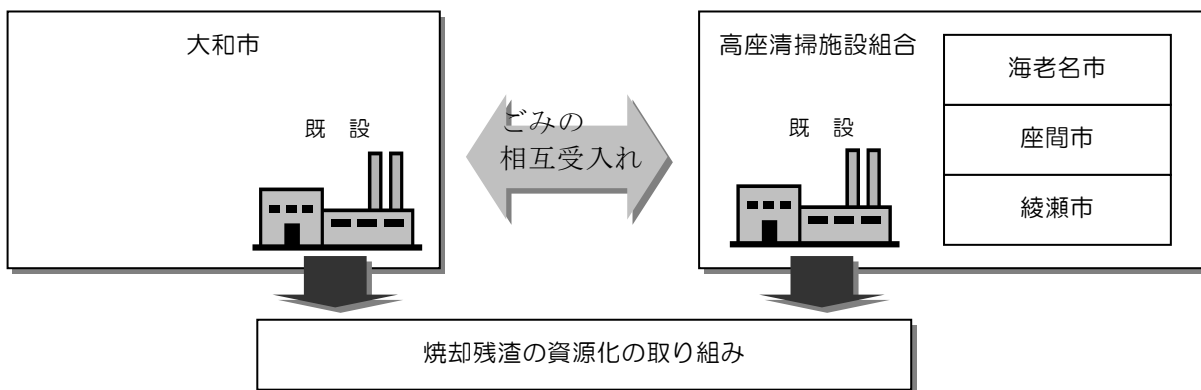


図 27 フェーズⅠ（現状）

フェーズⅡ 広域処理への移行準備

本計画の計画期間後半において、平成 30 年度以降の広域ごみ処理体制（フェーズⅢ）を目指して、それぞれのシステムの状況に応じた新たな施設の整備を行います。

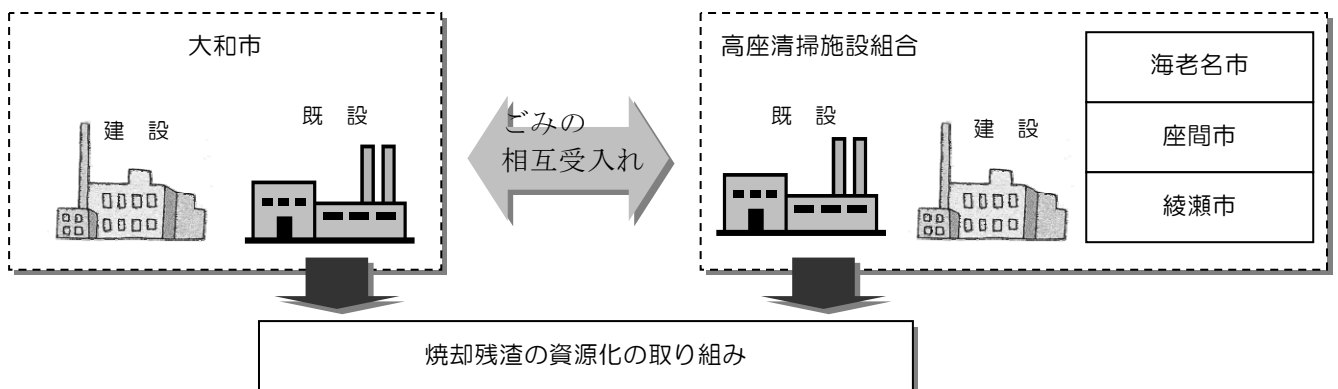


図 28 フェーズⅡ（広域処理への移行準備）

フェーズⅢ 将来の広域ごみ処理体制（平成 30 年度～）

本計画期間後の平成 30 年度以降については、将来動向を踏まえた見直しを行うこととしますが、基本的に大和市および高座清掃施設組合の焼却施設が更新時期となるため、各システムの効率化を実現していきます。

また、ブロック内の最終処分について、具体的方法を構築することで、広域のごみ処理体制の構築を目指していくこととします。

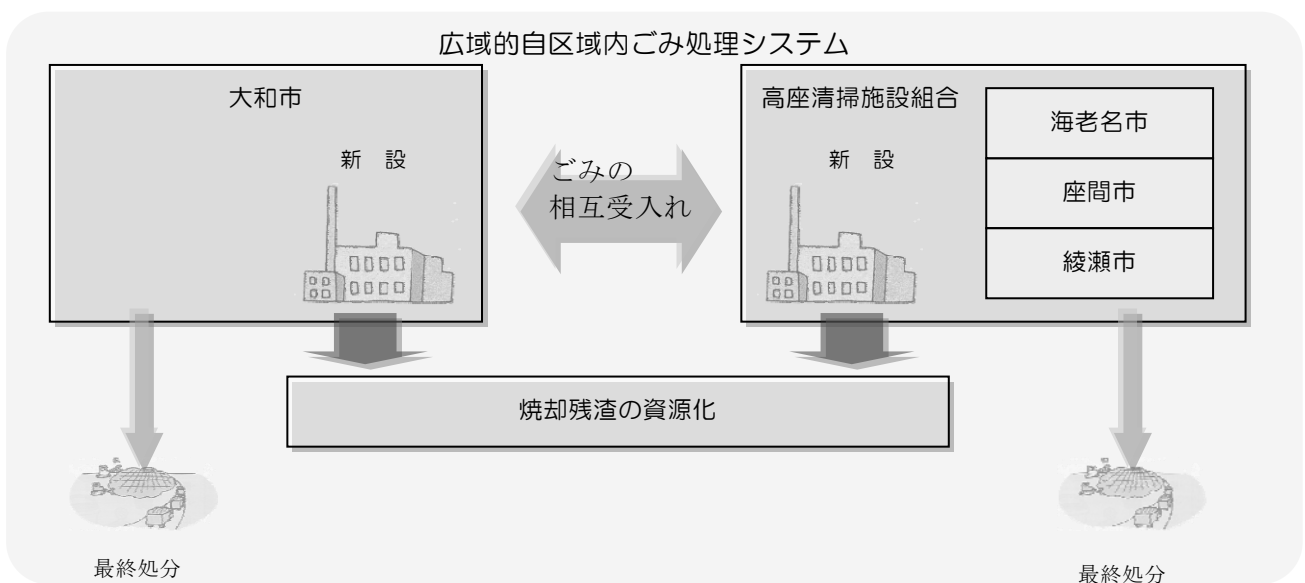


図 29 フェーズⅢ（将来の広域ごみ処理体制）

5 施設の配置

～ 効率的な施設配置に努めます ～

本ブロックにおいては、4市それぞれに資源化施設が整備されており、粗大ごみ等処理施設についても、大和市及び高座清掃施設組合に整備されているため、焼却以外の処理施設については、現行の体制を維持することとします。

また、新規に整備する焼却処理施設は大和市と高座清掃施設組合では更新時期に違いがあるため、2施設体制で整備する計画とし、それぞれの施設については下表のとおりになります。

表 10 施設配置

	現 在	将 来	方 針
ごみ焼却施設	2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	既存の2施設の運転状況を相互の連携により適正化し、将来においては焼却処理量の削減に努めるとともに、相互協力により施設運転の適正化を目指します。
焼却残渣資源化施設	な し	1施設もしくは2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	最終処分量の削減を目指し、焼却残渣の資源化を行います。 なお、資源化にあたっては処理委託も検討していきます。
リサイクル施設	4施設 ・4市	4施設 ・4市	現行と同様に、各市1施設体制で行っていきます。
有機性廃棄物資源化施設	な し	複数施設	剪定枝・生ごみの資源化に取り組んでいきます。
最終処分場	1施設 ・大和市	1施設もしくは2施設 ・大和市 ・高座清掃施設組合	焼却残渣の資源化動向を踏まえ、自区域内適正処理を目指して、処分場の整備を検討していきます。

第6章 推進体制

1 組織体制

広域的に取り組む施策の実施や、焼却ごみの相互受入などについて、より確実かつ効率的な広域化の推進のため、現在の大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議を継続運営し、相互の協力体制の確立を目指していきます。

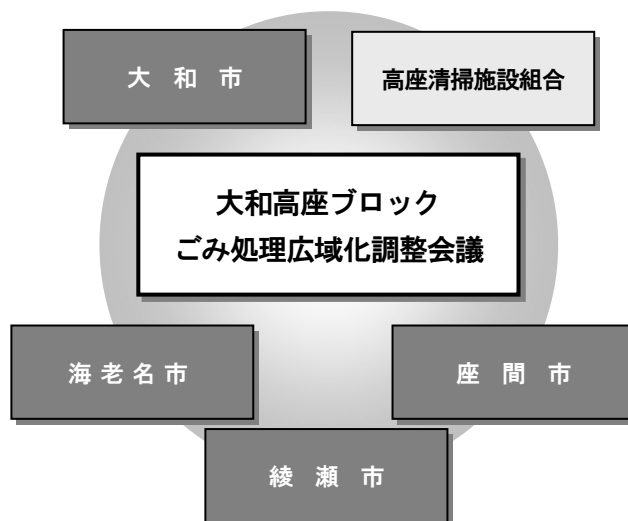


図 30 組織体制

2 負担のあり方

広域化の方針の一つである「公平なごみ処理システム」に則り、公平な負担となるよう留意します。また、ごみの相互受入を実施する際には、各行政間における「処理委託方式」とし、適切な委託費の設定を大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議において検討していきます。

3 広域化の全体スケジュール

広域化に向けた各取組みと、その実施スケジュールを以下に示します。

図 31 広域化の全体スケジュール

広域的取組み		H20	H29	
基本施策	1 排出抑制 (リデュース・リユース)	(1)インセンティブの創出	家庭系ごみ減量に向けた経済的インセンティブの段階的導入の検討 事業系ごみ減量に向けた経済的インセンティブの継続実施	
		(2)分別の徹底	各市における分別の徹底指導・啓発の継続実施 ごみ分別区分の統一化の検討	統一区分における4市連携による分別徹底の実施
		(3)環境教育	各市における環境教育の実施 4市協働による環境教育手法の継続的情報交換・共同研究	4市連携による環境教育実施
		(4)情報提供・啓発	各市における情報提供・啓発の継続実施・拡充	
		(5)マイバッグ運動・レジ袋対策	4市連携手法の検討	・4市連携による推進 ・事業者との調整・検討
	2 資源化 (リサイクル)	(1)厨芥類等の有機性廃棄物の資源化	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
		(2)剪定枝等の木質系廃棄物の資源化	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
		(3)可燃ごみに混入した容器包装類の分別の徹底による資源化		統一区分における資源化の連携推進
		(4)焼却残渣の資源化 (※現在、県とともに検討実施中)	資源化方法等の共同研究	残渣資源化の共同実施
	3 適正処理		最終処分削減に向けた共同研究	
	4 緊急時の対応	(1)災害時の対応	災害廃棄物処理の連携方法の検討	震災・災害時の対応実施
		(2)処理システムの相互バックアップ		ごみ相互受入の対応
	処理システム	1 焼却施設	相互連携による延命化などにより、最適なライフサイクルの実現	
		2 焼却残渣の資源化施設	資源化方法等の共同研究	残渣資源化の共同実施
		3 有機性廃棄物資源化施設	資源化対象・収集方法・資源化方法等の共同研究	資源化の個別推進
4 最終処分場		最終処分のあり方の検討		
運営推進		大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議の継続運営		

凡例：▶ 4市で検討 → 4市で実施 = = = =▶ 各市で検討 ⇨ 各市で実施

第7章 参考資料

【参考 1】

平成 9 年 5 月 28 日衛環第 173 号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知
～別添「1 広域化の必要性」部分抜粋～

広域化の必要性

ごみの排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するに当たっての課題に対応するため、今後、ごみ処理の広域化が必要である。このため、次の事項を十分踏まえたうえで広域化計画を策定されたいこと。

(1) ダイオキシン削減対策

今後新たに建設されるごみ焼却施設は、原則として、ダイオキシン類の排出の少ない全連続炉とし、安定的な燃焼状態のもとに焼却を行うことが適当であり、そのために必要な焼却施設の規模を確保することが必要である。

(2) 焼却残渣の高度処理対策

焼却残渣に含まれるダイオキシン類を削減するため、特別管理一般廃棄物として指定されているばいじんだけではなく、焼却灰についても熔融固化等の高度処理を推進する必要があるが、焼却残渣のリサイクルの観点からも、積極的に実施することが適当である。

(3) マテリアルリサイクルの推進

リサイクル可能物を広域的に集めることにより、リサイクルに必要な量が確保される場合があるので、これによりマテリアルリサイクルを推進するとともに、焼却量の減量化を図る。

(4) サーマルリサイクルの推進

ごみ焼却施設を全連続式とすることにより、ごみ発電等の余熱利用を効率的に実施することができる。これによってエネルギー利用の合理化を図るとともに、地球温暖化の防止にも資することができる。なお、サーマルリサイクル推進の観点からは、ごみ焼却施設は、焼却能力 300t/日以上とすることが望ましい。

(5) 最終処分場の確保対策

大都市圏等では既に広域的な最終処分場の整備が行われているところであるが、今後はごみ焼却施設の広域化と併せて、焼却灰等を処分する最終処分場の広域的な確保を図る必要がある。

(6) 公共事業のコスト縮減

近年、公共事業のコスト縮減の必要性が高まっており、当省としても「厚生省関係公共工事費用縮減対策に関する行動計画」を定め、平成 9 年 4 月 22 日付け衛計第 63 号をもって通知したところである。高度な処理が可能で小規模なごみ焼却施設等を個別に整備すると多額の費用が必要となることから、可能な限りごみ処理施設を集約化し、広域的に処理することにより、公共事業のコスト縮減を図る必要がある。

【参考 2】

「神奈川県ごみ処理広域化計画」（平成 10 年 3 月）に示された基本方針

1. 広域化の必要性

- ① リサイクルの推進（資源ごみの広域収集）
- ② ダイオキシン類の削減（灰の溶融固化等の推進→最終処分量の減容化にもつながる）
- ③ エネルギーの有効利用（発電等）
- ④ ごみ処理経費の縮減（施設の集約化による建設経費・維持管理経費の負担軽減）

2. 計画の目的

- ① ごみの排出抑制と減量化・資源化
- ② ダイオキシン対策

3. 広域的なごみ処理の基本的な考え方

- ① 焼却量及び最終処分量の減少を図るため、市町村は排出から最終処分までの各段階において、より一層ごみの減量化・資源化を推進する。
 - ② 焼却対象のごみ質の均一化を図るため、分別収集への住民協力を考慮し、分別方法の見直しや効率的な収集体制の確立に努める。
 - ③ 新たなごみ処理技術や民間の事業展開の動向などを踏まえ、効率的なごみ処理事業の運営をめざす。
- ※ 神奈川県ごみ処理広域化計画では、最終処分場の整備方針等については示されていない。

4. 広域的な施設整備の基本的な考え方

- ① ブロック内における広域的なごみ処理施設（ごみ焼却施設、灰溶融固化施設、リサイクル関連施設、最終処分場等）の整備にあたっては、県・市町村で十分検討を行い、ブロック構成市町村が協力して分担し合うものとする。ブロック構成市町村は、何らかのごみ処理施設を分担して持つことを基本として検討・調整を行うことが望ましい。
- ② ごみ焼却施設を広域整備する時期については、二重投資を極力避けるよう、ブロック内の既存のごみ焼却施設を最大限活用する。このとき既存施設の耐用年数、整備期間中のごみ処理能力の確保状況及び減量化の進捗状況などを総合的に検討・調整し、決定する。
- ③ ごみ焼却施設の配置については、(1)整備時期までに施設整備が可能、(2)必要な敷地面積の確保が可能、(3)関係法令上の規定に適合、(4)輸送効率が高い、(5)住民の理解が得られることを踏まえて設置箇所数及び配置について検討・調整し、決定する。
- ④ 灰溶融固化施設やリサイクル関連施設などのごみ焼却施設以外の施設を広域整備する場合は、各種処理施設を適切に組み合わせ、効率的な施設整備を図る。
特に、焼却灰については、ダイオキシン類を削減し、より安全に埋立あるいは資源化するため、溶融固化等の高度処理施設の整備を積極的に推進する。

【参考 3】

◆循環型社会とは？

- ① 製品等が廃棄物となることを抑制する。
- ② 使えるものはできるだけ再使用する。
- ② 排出された廃棄物についてはできるだけ資源として利用する。
- ③ どうしても利用できないものはエネルギー利用などを取り入れて適正に処分する。

以上のことにより実現される「資源の消費をできるだけ節約し、廃棄物を捨てることなく循環資源として再利用し、環境への負荷をできるだけ少なくする社会」のことです。

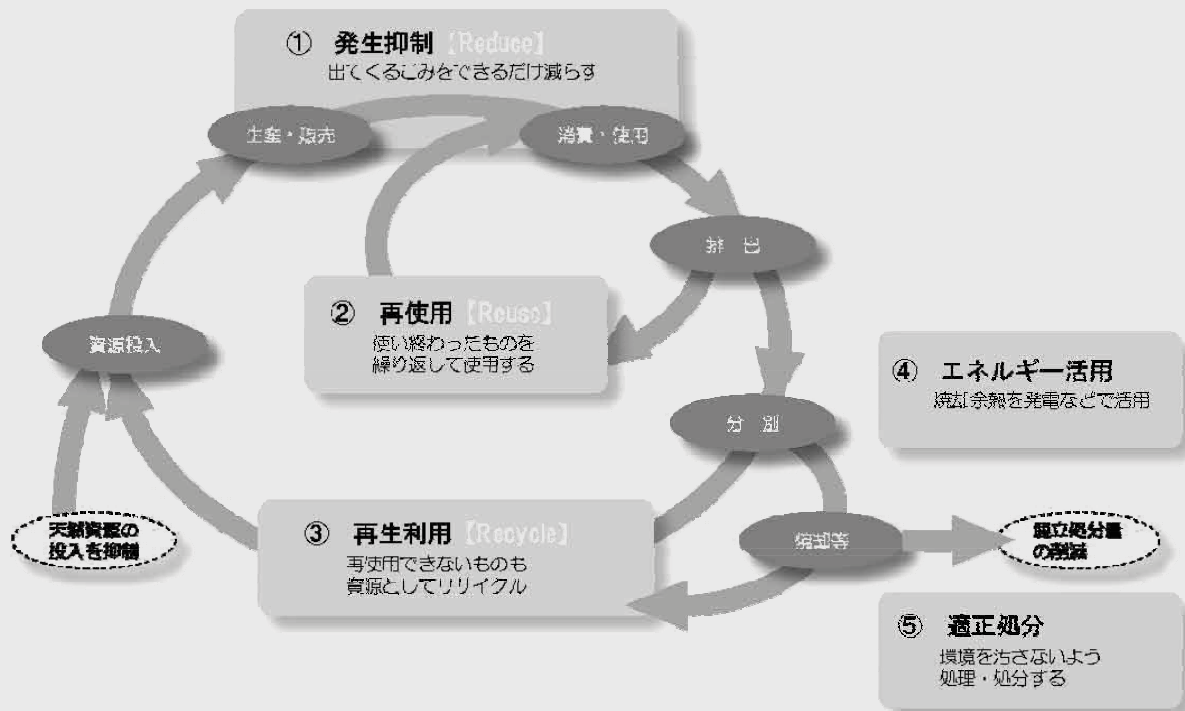


図 32 循環型社会の理念

【参考 4】

◆バイオガス化とは？

バイオガス化とは、厨芥類や家畜糞尿などの有機性資源（バイオマス）から、嫌気性微生物による分解作用（嫌気性メタン発酵）により、メタンを60%程度含むバイオガスを生成させる反応です。

◆スラグ化とは？

スラグ化とは、溶融炉で約 1,200℃以上の高温でごみや焼却灰などを溶融して生成されるガラス質の固化物にすることです。

溶融によりごみや焼却灰に含まれるダイオキシン類は熱分解され、重金属類もほとんど溶出しないことから、生成したスラグは、路盤材などの土木資材に利用することが可能です。なお、平成18年度にJIS化されています。

◆セメント化とは？

セメント化とは、ごみの焼却残渣が、石灰石、粘土、けい石などの成分を含んでいるため、セメント製造の原料として利用することです。

現在、普通セメントとエコセメント（焼却灰や下水汚染を主原料とし、平成14年度にJIS化されています）の原料として利用されています。

◆厨芥類の水切りの効果は？

本ブロックのごみ組成は厨芥類が約50%を占めています。また、一般的に厨芥類の含水率は70%程度とされていますので、厨芥類に含まれる水をよく切るだけでも、十分な減量化の効果があります。

大和高座ブロックごみ処理広域化

実施計画

平成 20 年 3 月

発 行：大和高座ブロックごみ処理広域化調整会議

問合先：大和市環境部環境保全課 電話 046-260-5498

海老名市市民環境部資源対策課 電話 046-235-4922

座間市環境経済部資源推進課 電話 046-252-7985

綾瀬市環境市民部美化センター 電話 0467-70-5667

高座清掃施設組合施設課 電話 046-238-2094